

令和6年9月 井手町

9月定例会会議録

井手町議会

令和6年9月井手町議会定例会会議録目次

第 1 号（9月9日）

応招・不応招議員	1
出席・欠席議員	1
出席事務局職員	1
出席説明員	1
議事日程	3
開会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	8
城南衛生管理組合議会議員の補欠選挙	8
一般質問	9
田中保美議員	9
1 子どもの任意予防接種の費用助成制度導入について	
2 「府道上狛城陽線」における交通安全対策について	
谷田健治議員	13
1 南海トラフ地震発生に備えた防災対応について	
2 同報系防災無線の有効運用について	
3 社会福祉協議会が運行している「IDECA」と「あいか」 の運用について	
谷田利一議員	25
1 自治会活動のデジタル化について	
2 ワンストップ窓口の設置について	
小割直彦議員	31
1 食品ロス削減のための対策について	
岡田久雄議員	33
1 誰もが投票しやすい環境づくりについて	
2 認知症を発症しても安心して暮らせる社会づくりについて	
脇本尚憲議員	39
1 終活サポートの取組状況	

2 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を受けて	
木村健太議員	4 3
1 井手町に「総合運動公園」の整備を	
2 玉川の除草について	
鎌田隆宏議員	4 6
1 災害時のライフラインについて	
議案第43号 井手町固定資産評価審査委員選任につき同意を求め る件	4 9
議案第40号 令和6年度井手町一般会計補正予算（第2回）	5 0
議案第41号 令和6年度井手町介護保険特別会計補正予算（第1 回）	6 0
議案第42号 令和6年度井手町下水道事業会計補正予算（第2回）	6 2
散会	6 5
署名議員	6 6

第 2 号（9月11日）

応招・不応招議員	6 7
出席・欠席議員	6 7
出席事務局職員	6 7
出席説明員	6 7
議事日程	6 9
開会	7 0
会議録署名議員の指名	7 0
令和5年度井手町各会計歳入歳出決算及び各基金運用状況審査意見 書並びに財政健全化審査意見書等について	7 0
議案第44号 令和5年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保 険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、 公共下水道」歳入歳出決算認定の件	7 2
議案第45号 令和5年度井手町水道事業会計決算認定の件	7 2
議案第46号 令和5年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算 認定の件	7 2
議案第38号 国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件	7 7

議案第 3 9 号 井手町子ども未来づくり会議条例の一部を改正する 条例制定の件	8 2
散会	8 5
署名議員	8 6

第 3 号 (9 月 2 5 日)

応招・不応招議員	8 7
出席・欠席議員	8 7
出席事務局職員	8 7
出席説明員	8 7
議事日程	8 9
開会	9 0
会議録署名議員の指名	9 0
議案第 4 4 号 令和 5 年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保 険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、 公共下水道」歳入歳出決算認定の件	9 0
議案第 4 5 号 令和 5 年度井手町水道事業会計決算認定の件	9 0
議案第 4 6 号 令和 5 年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算 認定の件	9 0
令和 5 年度城南土地開発公社決算に関する報告書について	9 5
発議第 3 号 再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書	9 6
議員派遣の件	9 8
閉会中の継続調査の申出について	9 8
閉会	9 8
署名議員	9 9

第 1 号（令和 6 年 9 月 9 日）

会 議 録

定 例 会

（開会）

令和6年9月井手町議会（定例会）会議録（第1号）

招集年月日

令和6年9月9日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和6年9月9日午前10時00分 議長 奥田俊夫

閉会 令和6年9月9日午後 2時48分 議長 奥田俊夫

応招議員

1番	木村	健太	2番	谷田	健治
3番	鎌田	隆宏	4番	小割	直彦
5番	田中	保美	6番	奥田	俊夫
7番	脇本	尚憲	8番	谷田	利一
9番	岡田	久雄	10番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

1番	木村	健太	2番	谷田	健治
3番	鎌田	隆宏	4番	小割	直彦
5番	田中	保美	6番	奥田	俊夫
7番	脇本	尚憲	8番	谷田	利一
9番	岡田	久雄			

欠席議員

10番 木村 武壽

会議録署名議員の氏名

2番 谷田 健治 9番 岡田 久雄

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	森田 肇	議会書記	新田 純平
議会書記	小谷 光幸	議会書記	石井 美子

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	西島 寛道	副町長	脇本 和弘
----	-------	-----	-------

参	与	関西	浩二
教	育	長	中田 邦和
理事兼住民福祉課長事務取扱			花木 秀章
安心・安全推進課長			菱本 嘉昭
税 務 課 長			木田 ゆかり
保 健 医 療 課 長			中谷 誠
保健センター所長・ 地域包括支援センター所長兼務			畑中 博之
産 業 環 境 課 長 ・ 自然休養村管理センター館長兼務			奥山 英高
同和・人権政策課長			西島 豊広
社会教育課長・ 山吹ふれあいセンター所長・図書館長兼務			寺井 佳孝
企画財政課参事			吉岡 正博

参	与	西垣	義郎
理事兼学校教育課長事務取扱			木村 恵理
総 務 課 長			平間 克則
企 画 財 政 課 長			高江 裕之
会計管理者・会計課長兼務			岩村 恭子
高 齢 福 祉 課 長			坂井幸一郎
建 設 課 長			辻井 祐介
上 下 水 道 課 長			仁木 崇
いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務			林田 夕加
学校給食センター所長			梶田 篤志
学校教育課参事			北川 拓男

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

令和6年9月井手町議会定例会

議 事 日 程〔第1号〕

令和6年9月9日（月）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 城南衛生管理組合議会議員の補欠選挙
- 第5 一般質問
- 第6 議案第43号 井手町固定資産評価審査委員選任につき同意を求める件
- 第7 議案第40号 令和6年度井手町一般会計補正予算（第2回）
- 第8 議案第41号 令和6年度井手町介護保険特別会計補正予算（第1回）
- 第9 議案第42号 令和6年度井手町下水道事業会計補正予算（第2回）

議事の経過

議長（奥田俊夫） 皆さん、おはようございます。早朝からのご参集、ご苦
労さまでございます。

本日の会議に、木村武壽議員から欠席届が出ておりますので、ご報告申し
上げます。

ただいまから令和6年9月井手町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議
を開きます。

さて、本日、西島町長より9月定例町議会が招集されました。各議案につ
きまして、慎重にご審議を頂きますとともに、円滑な議会運営が行われます
ようお願いを申し上げまして、開会の挨拶といたします。

引き続きまして、去る8月13日付の人事異動により替わられた方の紹介
を脇本副町長よりお願いいたします。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本副町長。

副町長（脇本和弘） それでは、私の方から、本年8月13日付人事異動に
伴います管理職の紹介を申し上げます。

会計管理者・会計課長兼務の岩村恭子でございます。

会計管理者・会計課長兼務（岩村恭子） 岩村でございます。よろしくお願
いいたします。

副町長（脇本和弘） 今後とも、どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（奥田俊夫） 以上で紹介を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、谷田健治
議員、9番、岡田久雄議員を指名いたします。以上の両議員に差し支えのあ
る場合には、次の議席番号の方をお願いします。

次に、日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月27日までの19日間に
したいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から9
月27日までの19日間に決定しました。

今期定例会に提出されております案件は、条例の一部改正2件、令和6年度補正予算3件、人事同意案件1件、令和5年度決算認定の件3件、合計9件であります。

それでは、審議を行います前に、町長より挨拶並びに今期定例会に提出されました案件の提案理由の説明をいたしたい旨、申出がありますので、これを許します。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 西島町長。

町長(西島寛道) 皆さん、おはようございます。

本日、ここに9月定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝しているところでありまして、この機会に厚く御礼申し上げます。

初めに、8月29日に鹿児島県に上陸した台風10号の影響により、西日本から東日本の太平洋側を中心に記録的な大雨となり、土砂災害や河川の氾濫などが発生し貴い命が奪われるなど、自然の猛威の恐ろしさを痛感したところであります。お亡くなりになられました方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災されました全ての皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

また、8月8日に日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生しました。この地震の発生に伴い、気象庁から南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたことから、本町では災害警戒本部の設置や、京都府や近隣自治体の対応等の情報収集をはじめ、警戒体制の構築、職員参集のタイムラインの整理などを実施するとともに、町ホームページや同報系防災行政無線を活用した地域住民への注意喚起の情報発信を行ってまいりました。その後、幸い何事もなく1週間が経過し、南海トラフ地震臨時情報発表に伴う特別な注意の呼びかけは終了となりましたが、改めて災害への備えの重要性を再認識したところでありまして、今後も地域住民の皆さんの生命、身体、財産を守るため、引き続き、充実した防災・減災対策に取り組んでまいりたいと考えております。

さて、令和6年度もはや6か月が経過しようとしております。既に普通交付税や臨時財政対策債を合わせた実質交付税の配分額も7月23日に決定し、

町税につきましても年間収入見込額がほぼ把握できる状況にありますので、現時点における令和6年度の財政見通しにつきまして、ご報告をさせていただきます。

まず、実質交付税では、普通交付税は約16億300万円、前年度実績に比べ約900万円、率にして0.6%の減、臨時財政対策債は約700万円、前年度実績に比べ約800万円、率にして52.8%の減、合わせまして約16億1,000万円、前年度実績に比べ1,700万円、率にして1.1%の減となっております。

また、町税の年間収入見込額であります。令和6年度個人町府民税の定額減税により約2,500万円の減収となることから、町税全体で約9億3,500万円と前年度同時期と比較して約600万円、率にして0.7%の減となる見込みであります。なお、定額減税による減収については、定額減税徴収補填特例交付金で全額補填されることとなっております。

それでは、今次定例会に提出いたしました議案第38号、国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件ほか8件の案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第38号は、番号法等一部改正法により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴う条例の一部改正であります。

議案第39号は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第40号は、令和6年度一般会計の補正でありまして、補正総額は5億7,428万3,000円の増で、補正後の一般会計予算は52億3,431万3,000円であります。

歳出につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

まず、総務関係では、東部区と南部区の公民館改修補助に154万円、本年10月から公金振込手数料が有償となることから会計管理費に120万円、企業版ふるさと納税による寄附金を活用し町内の観光案内板のパネル更新と万灯呂山展望台に新たな景観図の設置を行うため、ふるさと納税寄附金活用事業に200万円、ふるさと応援基金に114万7,000円、社会福祉基金に80万円それぞれ計上いたしております。

次に、民生関係では、各種事業の精算等による返還金に989万6,000円、児童手当制度が改正され、本年10月より所得制限の撤廃や高校生年

代までの支給期間の延長、第三子以降の多子加算を3万円に増額するなどの制度の拡充が図られることから、各種児童手当に1,268万7,000円、それぞれ計上いたしております。

次に、衛生関係では、当初、国が示した新型コロナウイルスワクチン接種費用がワクチン費用等の見直しにより大幅に増額したため、予防接種事業に1,360万円、がんの治療を受けられた方または受けられている方の療養生活を支援するため、がん患者アピアランスケア支援事業に29万円、妊娠中の口腔内トラブルを改善予防し、健康な妊娠及び安全な分娩を支援するための妊婦歯科健康診査に13万円、より一層自家消費型の再生可能エネルギー導入を促進するため、住宅用太陽光発電システム等設置補助に424万円、それぞれ計上いたしております。

次に、農林関係では、京都やましろ農業協同組合井手支店が設置されている「なごやか市」のイートインスペースの開設や直売所スペースの拡大などの改修事業の補助に408万8,000円計上いたしております。

次に、消防関係では、消防団員への退職報償金に608万4,000円計上いたしております。

次に、公債費関係では、令和4年度と令和5年度において、新庁舎と山吹ふれあいセンターの建設事業を実施する際に多額の地方債を借り入れており、これらの元金償還が始まり公債費が増加することにより、住民サービスに影響が生じないように将来の公債費を抑制するため、繰上償還に5億1,480万円計上いたしております。

以上が歳出予算の概要でありまして、その財源といたしましては、国・府支出金2,068万円、寄附金394万7,000円、繰入金5億2,055万6,000円、繰越金933万5,000円、諸収入1,976万5,000円計上いたしております。

議案第41号は、令和6年度介護保険特別会計の補正でありまして、所要額を計上いたしております。

議案第42号は、令和6年度下水道事業会計の補正でありまして、所要額を計上いたしております。

議案第43号は、任期満了に伴う委員の選任についてでありまして、ご同意願いたく提案するものであります。

議案第44号から議案第46号までの3件は、いずれも令和5年度の一般

会計、特別会計及び水道事業会計並びに多賀財産区特別会計の決算について議会の承認を得ようとするものであります。

令和5年度決算につきましては、前年度に引き続き全ての会計の実質収支は黒字となっております。また、財政指標であります経常収支比率や実質公債費比率は、府内市町村の中で最もよい数値であった昨年度と同水準の数値となっております。

以上が本日提出いたしました議案等の内容でありまして、詳細につきましては各担当よりそれぞれ補足説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます、私の挨拶並びに提案説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

議長（奥田俊夫） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、6月、7月、8月分の例月出納検査結果報告が、上下水道課から上水道水質検査結果書が提出され、その写しをお手元に配付しておりますので、ご覧おき願います。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、日程第4、城南衛生管理組合議会議員の補欠選挙を行います。

本町選出の城南衛生管理組合議会議員、木村武壽議員が一身上の都合により、去る8月20日付で組合議会議員を辞任され、組合議会議員に1名の欠員が生じたので、ただいまから城南衛生管理組合議会議員の補欠選挙を行うものです。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

城南衛生管理組合議会議員に谷田健治議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名しました谷田健治議員を城南衛生管理組合議

会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(奥田俊夫) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました谷田健治議員が城南衛生管理組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました谷田健治議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

次に、日程第5、一般質問を行います。

一般質問通告書を提出された方は8名であります。質問についての発言時間はそれぞれ20分以内とします。

順次質問を許します。

田中保美議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 田中保美議員。

5番(田中保美) 5番、田中保美です。

それでは私の方から、通告いたしました2点について質問させていただきます。

まず1点目ではありますが、子どもの任意予防接種の費用助成制度導入についてであります。

本町では現在、「子育てするなら井手町で」をスローガンに、さらなる子育て環境の整備に取り組んでおられます。過去の一般質問でも度々取り上げられましたが、子育て家庭の負担を軽減し、本町の子育て支援施策をより一層充実させるためにも、園児・児童・生徒等へのインフルエンザや新型コロナウイルス感染症の任意予防接種に対する公費助成について、再度検討を行う必要があるのではないかと考えます。

そこで、次のことについて質問します。

①現在、子どものインフルエンザや新型コロナウイルス感染症のワクチン接種率はどの程度か。

②今後、子どもに対するインフルエンザや新型コロナウイルスなどの任意予防接種について、本町における費用助成制度導入の考えは。

そして2点目ではありますが、「府道上狛城陽線」における交通安全対策についてであります。

住民の暮らしにおいては、誰もが安全で安心して暮らせるための道路整備が

必要不可欠であり、まちづくりと一体となった利用者の安心・安全を守るための対策が求められています。

現在、町内を通る「府道上狛城陽線」では、車道の拡幅工事が進められており、一部区間では既に歩道や横断歩道が設置されているように見受けられます。

そこで、次のことについて質問します。

①現在、沿線で実施されている道路整備事業の概要と効果、今後の見通しは。

②下赤田踏切から川田道踏切までの区間内においては、今後も歩道や横断歩道の設置など、歩行者の安全性向上のための対策は取られるのか。

③以前の一般質問にもありましたが、子どもたちが毎日利用する上玉川橋周辺においては交通量も多く危険です。現在の交通安全対策の状況はどうなっているのか。また、事故が起こる前に、見やすく分かりやすい表示板や信号機の設置など、より一層安全対策を図る必要があると考えます。本町の考えと、それら設置の予定はあるのか。

以上の質問の回答をよろしくお願いいたします。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 畑中保健センター所長。

保健センター所長（畑中博之） 田中議員のご質問にお答えいたします。

1点目の子どもの任意予防接種の費用助成制度導入についてであります。一つ目の子どものインフルエンザや新型コロナウイルス感染症のワクチン接種率はどの程度かにつきましては、まず、子どものインフルエンザ予防接種については、市町村が行う定期接種でないことから接種者数を確認できないため、接種率は把握しておりません。参考までに、町内の医療機関に令和5年度における中学生以下の接種者数を確認したところ、50人程度とのことであります。また、子どもの新型コロナワクチン接種につきましては、令和5年秋開始接種の期間に接種された15歳以下の方は32人であり、接種率は約5%であります。

二つ目の今後子どもに対するインフルエンザや新型コロナウイルスなどの任意予防接種について、本町における費用助成導入の考えにつきましては、予防接種に対する費用助成は、定期接種の対象者の方や定期接種の対象年齢

期間内に接種できなかつた方で感染対策上、救済措置を必要とされる方など、限定した方に対して接種に係る費用の負担軽減を図る目的で実施しており、このような考え方から現時点では、定期接種の対象となっていない小児の方に対する両ワクチンの接種については助成対象にしておりません。

現在、限られた予算の範囲内で府内トップクラスの子育て支援施策を実施しているところであり、引き続き当該ワクチン接種の対応については、他の市町村の動向を注視しながら検討してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 辻井建設課長。

建設課長（辻井祐介） 2点目の府道上狛城陽線における交通安全対策についてであります。一つ目の現在、沿線で実施されている道路整備事業の概要と効果、今後の見通しにつきましては、現在、府道上狛城陽線では、「下赤田踏切から川田道踏切までの工区」及び「北垣内踏切から府道と東井手線までの工区」の2か所で京都府において道路整備事業を実施されております。

まず、「下赤田踏切から川田道踏切までの工区」については、平成26年度より道路拡幅及び歩道設置事業を実施されており、その事業効果としては、歩道の整備により通学児童をはじめとした歩行者の安全な通行が確保されるとともに、車道を拡幅することにより安全で円滑な車両の通行ができるものであります。

なお、現在用地買収が完了した区間においては既に工事が完了しており、残りの区間につきましても、鋭意用地買収を進めていただいているところであります。

次に、「北垣内踏切から府道と東井手線」までの工区については、令和3年度より歩道設置及び路面のかさ上げによる冠水対策が実施されており、その事業効果としては、歩道の設置により安全な歩行空間が確保されるとともに、上ノ浜樋門閉鎖時の内水による路面冠水を防ぐことで府道の防災機能が強化されるものであり、現在、鋭意用地買収を進めていただいているところであります。

二つ目の「下赤田踏切から川田道踏切」までの区間における歩行者の安全性向上のための対策につきましては、本区間は井手小学校の通学路に指定されており、特に児童の通学時間帯である朝夕に交通が集中している状況であり、早期に歩道整備等の安全対策に取り組んでいただく必要があると考えて

おります。

現在、区間内で用地買収が完了した3か所の道路拡幅及び歩道設置が完了しておりますが、全区間の歩道整備等を早期に実施するためには、まずは関係地権者のご理解を頂き、用地買収を完了していただくことが重要であると考えております。

なお、このような地域に密着した道路整備事業は地元の理解と協力が不可欠であり、本町といたしましても、早期完成が図られるよう、引き続き京都府に要望していくとともに、地元調整などについてしっかりと協力してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 菱本安心・安全推進課長。

安心・安全推進課長(菱本嘉昭) 三つ目の上玉川橋周辺の安全対策につきましては、まず府道上狛城陽線の北行きと町道との交差点は一時停止となっているものの、朝夕の通学時間帯には、地元の見守り隊の方々が児童の安全確保にご協力を頂いている中で、一部にマナーの悪い車両もあると伺っております。

このような状況において、これまでから田辺警察署に現状の説明と取締りの実施など、安全対策をお願いしておりまして、昨年度には、田辺警察署、京都府、本町の三者で現場立会いの下、効果がある対策として、京都府においては府道部分の横断歩道のカラー化、本町においては町道に交差点注意の路面標示を実施してきたところであります。

なお、今年度においては、警察との協議を行い、当該交差点に防犯カメラを設置する予定としており、防犯だけでなく交通安全対策にも効果があるのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、今後も引き続き、田辺警察署はもとより、京都府などの関係機関と連携しながら、交通マナー向上の啓発、交通安全対策に取り組んでまいりたいと考えております。

議長(奥田俊夫) 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 田中保美議員。

5番(田中保美) 再質問ですが、2点目の3番目の回答に対してですが、今後、さらなる安心・安全の充実のために何か事業等は考えておられますか。

よろしくお願ひいたします。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 菱本安心・安全推進課長。

安心・安全推進課長(菱本嘉昭) ただいまのご質問にお答えいたします。

答弁でも申し上げましたが、今年度、町内の防犯カメラの設置を行いますけれども、来年度も数か所設置したいと考えております。また、警察からの設置要望もございますので、防犯対策と併せて、交通安全対策にもつなげてまいりたいと考えております。

また、毎年度、区長の皆様には各区の要望をお聞きしていただいております。カーブミラーであったり、ガードレール等の交通安全施設の整備のほか、また他の自治体の事例等も研究してまいりたいと考えております。今後も警察等関係機関と相談しながら、効果的な交通安全対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長(奥田俊夫) 再質問ございませんか。

5番(田中保美) ありがとうございます。よろしくお願ひします。

議長(奥田俊夫) 谷田健治議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 谷田健治議員。

2番(谷田健治) 2番、谷田健治です。

岸田首相の退陣表明を受け、自民党総裁選挙の報道が毎日のニュースをにぎわせています。たくさんの方が名のりを上げていますが、裏金事件にも統一教会との癒着にも全く無反省です。誰一人真相究明すると言いません。このような政治は一刻も早く終わらせなければならないのではないのでしょうか。そのことを強く訴え、質問に入ります。

まず1番目に、南海トラフ地震発生に備えた防災対応について質問します。

政府の地震調査委員会は、マグニチュード8から9の巨大地震が今後30年以内に70%から80%の確率で発生すると予測しています。8月8日、宮崎県で震度6弱を観測した地震を受けて、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が初めて発表されました。15日に地震臨時情報(巨大地震注意)は終了しましたが、引き続き南海トラフ地震に対する備えを緩めることはできません。本町は南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、より

強固な地震防災対策が求められています。

以下、質問します。

①今回の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に対して、町としてどのような対応をしましたか。

②災害から命を守るため、日頃からの地震への備えについて周知することが重要ですが、これまで住民に対してどのような内容をどのような方法で周知してきましたか。

③避難における要配慮者や避難生活における要配慮者に対しては、より共助・公助が必要とされます。要配慮者に対して具体的にどのように対応するか、マニュアル等は整備されていますか。

④避難所の充実が求められています。水や食料、生理用品などの備蓄、段ボールベッド、パーティションなどの備品は常備されていますか。

次に、同報系防災無線の有効運用について質問します。

5月からの同報系防災無線の運用開始に向け、4月に町から各自治会（区）に3種類の無線機器（公民館設置用戸別受信機・移動用の携帯無線機・区長宅設置の受信機）が配備されました。この間の運用をめぐって不安に思うことがあり、質問いたします。

①各区長に配備された移動用の携帯用無線機は、区によっては公民館周辺を含め「圏外」と表示され、送受信不能の状態が継続しています。区長に配備された携帯無線機全てが正常に機能しているのか点検すべきではありませんか。「圏外」と表示された原因は明らかになっていますか。

②区長宅に設置している受信機は、8月9日に送信された南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の周知が録音されていなかった区があります。その原因は何ですか。

③今後予定されている町の総合防災訓練に向けて、システムの再点検をすべきではありませんか。さらに、区長が使用する移動用無線機の送受信の方法については、取扱説明と送受信の実践的な訓練を実施すべきではありませんか。

④配備された機器の有効活用のためには、使用者に対して丁寧な取扱説明が必要であり、取扱説明書も配布すべきではありませんか。

⑤屋外スピーカーだけでなく、各戸に確実に情報が伝わる戸別受信機を設置すべきではありませんか。

3点目です。社会福祉協議会が運行している「IDECA」と「あいか」の運用について質問いたします。

昨年度、社会福祉協議会が試験運行していた「IDECA」が4月より本格運行を始めました。以前から福祉移動サービスの事業として「あいか」も運行をしています。「あいか」は運行された当初、買物目的には利用できませんでしたが、現在は町内に限って買物にも利用できるようになりました。

「IDECA」と「あいか」の運用について、以下、質問いたします。

①「IDECA」の現在の登録者数と、そのうち一度も利用していない登録者は何人ですか。

②「あいか」の登録者数は何人ですか。

③「あいか」を町外への通院に利用し、その後さらに買物をするという利用方法は可能ですか。

④「IDECA」と「あいか」の併用はできないとなっています。「あいか」の利用者からは、障がいのある弱者の方が利用料金が高いのは、障害者基本法に定める合理的な配慮義務の違反ではないかとの声があり、町内の商業施設に「IDECA」と同じ料金で行けるようにすべきではないでしょうか。

⑤「IDECA」をさらに拡充して、月曜日から日曜日までどの曜日も利用でき、「あいか」と同じ14キロメートル程度までは町外に行けるようにすべきではないでしょうか。

質問は以上です。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 菱本安心・安全推進課長。

安心・安全推進課長（菱本嘉昭） 谷田健治議員のご質問にお答えいたします。

1点目の南海トラフ地震発生に備えた防災対応についてであります。一つ目の今回の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に対してどのような対応を行ったかにつきましては、まず、当該情報が気象庁より8月8日19時15分に発表された後、関係職員が役場に参集し、近隣自治体や京都府の対応等の情報収集に当たるとともに、21時に町長を本部長とする「災害警戒本部」を設置し、対応について会議を実施したところであります。本部長の指示により、直ちに24時間警戒体制の構築、災害時の職員参集のタイム

ライン整理、消防団及び井手分署への待機指示をはじめ、町ホームページには気象庁や京都府の情報、さらに地域住民への注意喚起の掲載を行ってきたところであります。

翌日9日午前中に再度、災害警戒本部会議を開催するとともに、所属長会議も開催し、職員間の情報共有と地震災害対応に向けた職員体制等の確認を行い、また、同日15時には防災行政無線にて、当該情報に関して地域住民へ注意喚起の放送を行ってきたところであります。

1週間後、15日には災害警戒本部会議を開催し、18時に防災行政無線にて、注意措置解除による地域住民への呼びかけ終了と日頃からの地震に対する心がけをお知らせしてきたところであります。

二つ目の日頃からの地震への備えについて、どのような内容をどのような方法で周知してきたかにつきましては、これまで発災時の対応や非常時の持ち出し品確認などの情報も掲載した地震ハザードマップを各戸に配布するとともに、これらをはじめとする防災情報をホームページに掲載するなど、地域住民に対して周知してきたところであります。

三つ目の避難所や避難生活における要配慮者への対応につきましては、各避難所のバリアフリー化や要配慮者の避難スペースの確保に努めてきたほか、各種業界団体との災害協定などにより要配慮者への支援に協力いただくこととしております。今年度からは、城南衛生管理組合の清掃工場の焼却熱を活用した発電による、人工呼吸器等装着者対象の長期停電時の充電サービスの協定を締結したところであり、今後も引き続き支援体制の強化を進めてまいりたいと考えております。

四つ目の備蓄物資の常備につきましては、京都府の公的備蓄の考え方を基に、他地域からの支援や流通在庫方式の活用が困難な災害が発生した場合の24時間分を想定し、水や食料、毛布等防寒用具、おむつ、女性用衛生用品等を常時備蓄しております。段ボールベッド等については、段ボール製造企業と災害協定を締結しておりまして、発災時には協力していただくこととしております。

2点目の同報系防災行政無線の有効運用についてであります。一つ目の各区長に配備された移動系防災行政無線の状況につきましては、現在使用する場所により電波状態が悪い状況もあることから、保守事業者に点検及び対応方法について手配しているところであります。

二つ目の8月9日に放送された南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の戸別受信機での録音機能につきましては、同報系防災行政無線のシステムにおいて、放送及び電話による放送内容の確認のみ対応したことが原因でありまして、今後は様々な情報伝達手段を活用できるよう区長とも協議しながら、本システムの一層の有効活用を図ってまいりたいと考えております。

三つ目の移動系無線機の取扱いや実践的な訓練の実施につきましては、取扱いについては区長会の会議にて説明しているものの、移動系無線機に限らず同報系防災行政無線についても有効に活用いただけるよう、防災訓練の一つの訓練として計画してまいりたいと考えております。

四つ目の取扱説明書の配布等につきましては、本年4月の区長会の際、区長宅及び公民館設置の戸別受信機を配布し、使用方法について説明させていただきましたが、今後、要望に応じ説明や取扱説明書を配布し、個別に対応してまいりたいと考えております。

五つ目の各戸への戸別受信機設置につきましては、防災の観点からの情報伝達の手段として、町が行う現在のスピーカーからの放送や電話での内容確認、メール配信サービス、ホームページのほか、テレビやラジオ放送など様々な情報伝達及び収集方法があること、また、戸別受信機の効果等について検証しているところであることから、現在のところ各戸への戸別受信機の設置については考えておりません。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 坂井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（坂井幸一郎） 3点目の「IDECA」と「あいか」の運用についてであります。一つ目の「IDECA」の現在の登録者数と、そのうち一度も利用していない登録者数と、二つ目の「あいか」の登録者数につきましては、実施主体である井手町社会福祉協議会に確認しましたところ、「IDECA」の令和6年7月末の登録者数は258名で、そのうち一度も利用していない登録者数は141名、「あいか」の令和6年7月末の登録者数は50名とのことであります。

三つ目の「あいか」を町外への通院に利用し、その後買物をするという利用方法につきましては、通院後の買物をする場所が井手町内であれば利用は可能であると井手町社会福祉協議会から聞いております。

四つ目の「あいか」の料金につきましては、井手町社会福祉協議会がタク

シー事業者や近畿運輸局などの交通関係者などで構成される井手町有償運送運営協議会において合意を得ているものであり、料金の変更は考えていないと聞いております。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 再質問いたします。

まず、1点目の南海トラフ地震に対する防災対応のところですが、答弁漏れだと思うんですけども、マニュアルが整備されているか、3番目の要配慮者、それについては回答がなかったと思いますので、後ほどお願いしたいと思います。ここで言っている要配慮者というのは、自分自身一人では避難できない、いわゆる支援が要る、避難弱者と言われている人たちなんですけど、そういう人たちに対する具体的なマニュアルがあるのかということをお聞きしておりますので、答弁を下さい。そのマニュアルのことで後で再質問したいと思いますので、それは後の再々質問をさせていただきます。

二つ目の同報系防災無線でありますけど、先ほどの答弁で1点目、「圏外」となっているというのがありました。点検対応、手配をしているということでもありますけど、私は南部区ですけども、6月時点で町の方にそれをお伝えしまして、見てほしいということで町に預けてあるんです。それからもう3か月たちます。一体いつ頃に点検、修理というか、それができるのか、見直しをお答え願いたいと思います。

それから、2点目の録音されていなかったというところの答弁で、システムの触るところによっていろんな方法があるというふうにおっしゃったんですけど、そうしますと、録音されていなかったのは、システムを運用している町側のシステム運用上の間違いというふうに捉えていいのでしょうか。同時に、この無線システムの管理者ですね。一体その運用は誰が行っているのかという、その責任者ですね。それと、実際に災害が起こったときにそれを運用する人は1人ではないと思うんです。1人だとその人が来られなかったら運用できないわけでありまして、実際に運用できる職員は現在何名おられるのかということ、それも併せて再質問です。

それから、取扱いの説明書ですけども、実態を申し上げます。南部の公民館の受信機は、これは総務課に鍵を預けて、総務課の職員が設置されました。

そこで説明は受けていないです。そして実際に鍵をまた返してもらったという、南部区の例ですよ、そういう状態で終わっていますから、実際、私はそこに録音ボタンがあるのを知らなくて押さなかったために、使えなかったときがあったんです。ですから、いろんな機器を下ろしたのはいいんです。だけど、実際使うのは現場なんですよ。区長なりそういうところ。その人たちがきちっとそれを運用できるようにするために、もう少し丁寧な取扱いの説明をする必要があるのではないかと思います。

それから、5点目の屋外スピーカーのことなんですが、この間、防災無線で8月30日以降、放送されている中身、区長宅にありますから録音されているんです。どんなことが録音されていたかといいますと、美化運動の延期が放送されていました。それからカラオケ大会の中止も放送されていました。それから、台風10号に対する対応も放送されていました。そして、先日行われました延期された美化運動がありますよという、それも放送されていたんですけども、この内容が住民の皆さんに十分伝わっているというふうに町の方は思っておられるのでしょうか。その認識を伺いたいと思います。

それから、3点目の「IDECA」と「あいか」のところ、人数については報告いただきました。

それで、4点目の「IDECA」と「あいか」の併用できない、料金についていろいろ意見が出ているというところではありますが、今町内を走っている「IDECA」は片道1回100円です。4.5キロメートル未満という条件、年齢など条件はありますが、これはただし町内だけあります。「あいか」は利用制限があります。身障者の方であるなど、要介護によって使える、使えないがあるんですね。「あいか」は、2キロメートル未満は片道1回250円です。2キロを超えますと、一気に500円に利用料金上がるわけですね。イデフルが山城多賀駅前に開業いたしました。例えば、玉水駅とイデフルの間は1.9キロメートルあります。だから、玉水駅の本当に近くに住んでおられる方が「あいか」を利用された場合、1.9キロメートルですので500円かかるんです。250円で行って250円で帰ってくる。「IDECA」の場合は100円で行って100円で帰ってくる。そうすると300円ぐらいの差額があるんですね。ところが、2キロを超えるとその差額は大きくなります。

2キロ以上になる地点を調べてみました。例えば旧役場、これは2.3キ

ロメートルあります。旧役場のところに住んでおられる方が「IDECA」を利用されたら、片道100円、戻って200円で済みます。ところが、「あいか」の場合は、片道2キロを超えると500円ですから、片道500円で帰ってきて500円、1,000円かかるんです。これは距離が長くなればなるほどその格差は大きくなります。

ですから、「IDECA」と「あいか」が併用できない。例えば、「IDECA」で使っていた。ところが、身障者など要介護になって「あいか」を乗るようになった途端に、利用料金が一気に跳ね上がるわけですね。これは利用者からしたらすごく理不尽だというふうに思っておられるんです。そのことを申していますので、そのことについては近隣で調べてみたんですが、宇治田原社会福祉協議会です。ここでは移動サービス事業、井手の「あいか」に該当する事業であります。片道は、町内は250円です。宇治田原町はほかにもコミュニティバスが走っていますから。それで近隣市の町、これは宇治市、城陽市、京田辺市、井手町、久御山町は500円で行けるんです。かなり井手町と差があります。

ですから、このことをもう少し検討していただけないかということを含めて、ぜひ町長にお答え願いたいんですけども、そのことではなく今から申し上げることなんですが、昨年9月の議会で、私は試験運行をされていた当時の「IDECA」も含め、町内の交通手段の充実を求めるという立場から質問させていただきました。町長に誠実にお答えいただきました。

そのときの会議録を見ますと、このようにおっしゃっていたんです。ちょっと読み上げます。「私のさきの答弁でも、やらないとは言っていないです。住民ニーズ、要望等々これから聞いて、また次、山城多賀駅前に商業施設もできます。そのこともきちんと皆さんにどうしていったらいいのかということ聞きながら」、ここから大事なんです。「土日の運行だって、社会福祉協議会では無理だけど、その枠を飛び越える仕組みは何かないのかというのを社会福祉協議会の所長」、これは会長さんだと思います、「との今、対話を重ねている途中でありまして、取りあえずその話は十分私も理解しておりますし、検討していきたい」というふうにおっしゃっています。

今私が申し上げた「IDECA」と「あいか」、それぞれ利点はあります。そのいいところも生かしつつ、さらに今の町内の交通移動手段をしたときにもう少し改善できないのか。そういう点について、町長の見解をぜひ伺い

したいというふうに思います。

再質問は以上です。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 西島町長。

町長（西島寛道） 今の「IDECA」と「あいか」の件ですけれども、社会福祉協議会とも確かに対話は重ねて、また、運転者の理解、やっぱり土曜日、日曜日、働きたい、働きますよ、働いてもいいですよという方がおられれば、そのような運用をできると私は考えております。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 菱本安心・安全推進課長。

安心・安全推進課長（菱本嘉昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、マニュアルの整備の関係であります。そちらについては今現在ございません。運用として消防団に対応していただいたり、自主防災組織に対応していただいたり、また、場所の確保としては保健室を確保するなどの取決めはうちの中ではしておりますが、マニュアルは今のところございません。

続いて、移動系の防災行政無線の今の見通しのところですが、こちらにつきましても、対応方法等を含め今、保守事業者と協議しておりまして、今のところまだ明確な予定は回答を得ておりません。

次に、戸別受信機の録音の関係でございますが、こちらにつきましても、内容等の放送をスピーカーによる放送でしようということ一旦対応させていただいたため、戸別受信機には流れていなかったというような状況でございます。また、戸別受信機の運用であったり、何名が使えるのかにつきましては、安心・安全推進課の方で対応しておりまして、現在の安心・安全推進課の3名と合せて、旧の総務課の対応で前任者もおりますので、今のところという4名が対応できるような体制となっております。

続いて、戸別受信機の公民館に設置しているところの説明等なんですけれども、申し訳ございませんが、4月の区長会の際にはグレーの戸別受信機とピンク色の戸別受信機と併せて説明させていただいたものの、簡易に説明したところもございますので、答弁でも言いましたように、もう少し詳しく個別に説明等、対応してまいりたいと考えております。

あと、もう1点の美化運動等の放送の聞こえ、周知の認識がどうかというところでございますけれども、こちらにつきましても地形や遮蔽物がそれぞれ

れあるなどで、聞こえの違いについては住民の方々からもお声は頂いておりますので、今回、クリーンキャンペーンなど、あちらについては広報車でまた別途回ったりなどという対応もさせていただいたりして、あと、同報系の防災行政無線につきましては放送するスピーカーの順番を変えて、周囲からともう1回、大きな庁舎や防災広場から流すというような、ずらして放送するなどの方法を試みているところでございます。また、いろいろ模索しながら、住民の皆様には広く伝わるような方法を今から検討しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） 再質問。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 3回目の質問、再々質問になりますが、驚いたんですが、マニュアルがないというふうに今確かにおっしゃいましたよね。本当にそうなんですか。各区の区長には、要配慮者に対する冊子、マニュアルが配布されていると思います。私、今ここに持っています。マニュアルと、それから要配慮者を支援する人はどうすべきかなど、それから支援者の皆さん、必ずしも助けていただけるわけではありませんよという、そういう4種類のものがあるので、それはぜひ確認してください。そうでないと、私が次に予定しておりましたマニュアルに基づく訓練なり、それから要配慮の人がどれぐらいいるのか、南部区で言いますと12名がリストで挙がっています。これは町の1回目の区長会議で、前年度と交換したリストであります。12名おられて、実際にいろんなところに入所されている方もおりますから、そこで言いますと、支援者が決まっていな方が2名いるんです。災害が起こったときにその人たちはやっぱりリストから落ちる可能性があるわけです。そういう意味ではマニュアルがありますので、区長に配っている冊子をぜひ検討していただきたいと思います。それについてはそれ以上質問いたしません。

それから、屋外スピーカーの問題です。戸別受信機をなぜ設置してほしいかといいますと、防災無線で放送が流れました。先ほど言いましたようにカラオケ大会の中止などね。私が一番そう思ったのは、8月30日、翌日が空き缶拾い、美化運動のときだったんです。それは朝と夕方に2回流れています。ところが、地域の人たち、特に隣組の組長さんから「あした、缶拾いが

あるのか」という問合せが結構あったわけです。これはなかなか伝わっていないということで、区長さんと分担して組長さんに全部、電話を入れたんです。そうしたら、「え、え」ということでした、やっぱりね。ですから、あれで伝わっているという認識は、私は甘いというふうに思います。

それで、空き缶拾いが翌日にあるということは、美化運動の実行委員会で、ない場合は広報車を回すというふうになっていたわけですね。当日、雨でした。だから、広報車は回らなかったんです。町の方は放送したと言っているわけです。聞こえていない。そうするとどうということが起こるかといいますと、聞こえていない状態で次の日、広報車は回らなかったわけです。雨が降っていましたよ。そうすると、ある区によっては集まれたところがあるわけですね。ですから、同報系の無線機の全体に流すスピーカーは大事だと思いますが、やっぱり戸別受信機が必要ではないかというふうに思うんですね。

それでお聞きしたいんですが、今回、ほぼ聞こえていないです。15件電話をしましたけども、1件だけ、「聞こえました」。これは外に出ていたと言われました。そのほかの14件は、「そんなのあったかな」という方と、「何か言っておられるけども、内容は分からない」と、そういう状態なんですね。だから、これは音量を上げたら改善するのかわかりません。そういうこともチェックしないと分からないです。8時の時報の音楽は点検が入りました。「音がうるさい」と言われたことがあったり、「聞こえない」というところがあったから。だから、無線機について、特に災害の情報を流すときにどれぐらい届くのかということをしちっとチェックしないと、実際は運用できないんじゃないかなというふうに思っています。

そこで質問ですが、先ほどメールやファクスというのがありました。確かに7月の「広報いで」に載っております。現在、メール、ファクスの登録者数、どれぐらいおられるのかということと、それから電話サービスがあります。82-6320です。ここにかけると録音は全部聞けます。どれぐらいアクセスがあるのか分かりませんが、そういうことはつかんでおられますか。つかんでおられたらお願いしたいと思います。

それと最後になりますが、相楽郡の和東町、笠置町、南山城村は同報無線もあり戸別受信機もあります。それは昭和28年の南山城水害で井手町と同じように大きく被害を受けた地域であります。そこはそういうふうに置いているんですね。無線機が駄目だと言っているわけではありません。さらに漏

れる人たちがないように、戸別無線機はやっぱり配置すべきだと、そのことを強く訴えて、再々質問を終わります。

以上です。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 脇本副町長。

副町長（脇本和弘） まず、1点目のマニュアルの件でございます。おっしゃっていただきましたように、区長様には要配慮者の皆さん、もちろん区長様に登録などお世話になっておりますので、そのときにマニュアルは渡しています。今、私どもが答えさせていただきましたのは、おっしゃっていただきましたように歩くのが不自由など、要は配慮が必要な方、要配慮者支援台帳に登録されている方ではなく、避難所でももちろん登録されている方というのは私どももリストがありますので、どちらかといいますと、例えば登録されていないけれどもフォローが必要な方などという意味の事細かい、歩行が困難な方については消防団が迎えに行ったりなど、自主防災の長が迎えに行かせていただいて避難所まで連れていくなどというマニュアルはないということで申し上げさせていただいたということです。

そういう場合には、今現在は、具体的に申し上げますと消防団の方がご自宅まで行って、避難所へ連れてきていただいた例もございますし、あと、保健室を開けて、そちらの方に入っていたという例もございますので、そういうような意味では区長様への要配慮者登録の際の留意事項といいますか、ご協力していただくマニュアルというのはお配りしているとおりでございますけれども、避難所での対応等、具体的な個別のものは今現在はないという回答をさせていただいたということでご理解いただけたらと思います。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 菱本安心・安全推進課長。

安心・安全推進課長（菱本嘉昭） 同報系防災行政無線以外の周知の関係につきましては、先ほどお聞きいただいたメール、ファクス、またアクセス数については、今手元に資料がございませんので、数字の方は分かりません。

それぞれ今言いました電話であったり、メールやファクスのほかにも、次に本格運用をしてLINEの方での周知なども含めて周知方法を増やして、情報伝達の手段の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） 谷田利一議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田利一議員。

8番（谷田利一） 通告書に従って、2点質問させていただきます。よろしくお願ひします。

1点目、自治会活動のデジタル化についてお伺ひします。

現在、町内各区では、少子高齢化が進むとともに、核家族や単身世帯が増加し、自治会への加入率が低下するなど、各区の役員や配布業務等の担い手不足が深刻で、地域活動の引継ぎが難しくなっています。そういった課題解決や事務負担の軽減を図るため、自治会活動のデジタル化を推進すべきだと考えます。

分かりやすい例が回覧板です。伝えたい内容を紙に印刷し、バインダーやクリップボードに貼って隣の家に戻すのですが、全世帯に行き渡するには何日間もかかるため、緊急時の情報共有には利用できません。しかし、それを電子回覧板の導入でデジタル化すれば、スマートフォンにインストールしたアプリケーションを操作するだけで全世帯に情報が瞬時に伝わり、災害時の情報伝達にも威力を発揮することが期待されます。

チャット機能を使えば、離れた場所からリアルタイムで打合せが可能となり、集まる必要もなくなります。コロナ禍で通常の活動が制限されていたことにより導入する自治会が増え、総務省なども補助金で後押ししています。

また、ある自治体では、職員がデジタル分野に苦手意識のある高齢の自治会役員らを訪ね、自治会におけるデジタル化の狙いを丁寧に説明して回り、通信会社の協力も得て機器の整備をするなどした結果、68ある自治体の大半で導入が完了した例があります。

そこで、次のことをお伺ひいたします。

①過去の一般質問で、「デジタルトランスフォーメーション」についての本町の考え方を質問した際、「個々の手続への導入や必要性や有効性等を見極めながら取り組む」との回答がありましたが、その後、何か変化はありましたでしょうか。

②自治会活動において、町が主体となり、デジタル化を推進する考えは。

③町広報誌や町ホームページのデジタル化について、本町の考えは。この

件については、町長も議員時代から取り上げられていたと思いますので、取組をしていただきたいと思います。

二つ目に、ワンストップ窓口の設置についてです。

役場に登庁すると、住民から「何々課はどこですか」、「何々課は何階へ行ったらいですか」と尋ねられることがよくあります。実際に住民の立場からすれば庁舎が新しくなったため、用事はあるものの広くてどこへ行けばいいかが分かりにくいというのが現状ではないかと思います。

そこで、来庁者に「便利で優しい窓口サービス」の提供を目指すため、「歩かせない・書かせない・待たせない」をコンセプトに、多岐にわたるライフイベントに関する手続について、ワンストップ窓口（総合窓口）を設置し、コンシェルジュ（窓口案内員）を置くなど、少しでも住民の負担を軽減するための仕組みづくりが必要だと考えます。

出生・転入・転出・転居・結婚・死亡に関する手続を総合窓口で行うことで、住民がたらい回しになることもなくなります。

また、以前一般質問で取り上げられた「お悔やみコーナー」の開設も、この総合窓口でできるのではないかと思います。

そこで、次のことをお伺いします。

①今後、来庁者の目線に立ち、住民サービスの向上や業務効率化の一環としてワンストップ窓口を設置することについて、本町の考えをお伺いいたします。

②本町の観光を所管する課が分かりにくいというお声を聞きます。ワンストップ窓口と同様に、桜の季節をはじめ、井手町の観光について分かりやすく説明できる担当課や窓口を設置してはどうかと考えますが、本町の考えをお伺いします。

よろしく申し上げます。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 西島町長。

町長（西島寛道） 私の方からは、2点目の二つ目についてお答えいたします。

本町の観光に関する窓口については、町の資源を生かした観光面については産業環境課が、まちづくりの視点からの観光面については企画財政課が担

当しておりますので、来庁された方に分かりやすく案内できるよう、当面は現在の担当課や窓口の範囲内で工夫するとともに、本町における観光交流を促進するための事業やイベントなどを実施するときには、担当課をしっかりと周知してまいりたいと考えております。

なお、今後、観光客が増えると見込まれる国道24号城陽井手木津川バイパスの完成を見据えながら、観光の担当課や窓口が分かりやすくなるよう、所属名や事務分掌の在り方も含め検討してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 高江企画財政課長。

企画財政課長（高江裕之） 1点目の自治会活動のデジタル化についてであります。一つ目の過去の一般質問で、「デジタルトランスフォーメーション」について「個々の手続への導入の必要性や有効性等を見極めながら取り組む」と回答した後の変化につきましては、これまでの間、住民の方々の利便性向上のための行政手続のオンライン化を進めているところであります。具体的には、従前から、転出の手続や町・府民税の給与支払報告の提出、給与所得者異動の届出等の手続についてはオンライン化しておりましたが、令和4年度には町ホームページに電子申請システムを導入し、令和5年度からは粗大ごみ収集の申込みや介護保険関係の各種申請、子どもの一時預かり事業の利用申請のオンライン対応を進めてきたところであります。さらに、令和6年度には、これまで特定の場所への書面掲示や目視による検査・点検、公的情報を役場等で閲覧するなど、アナログ的な行政手続についてデジタル化できるかを検討するため、アナログ規制点検・見直し支援業務を既に発注しております。住民の方々の利便性のさらなる向上を図るため、可能なものについてはデジタル化に向け、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

二つ目の自治会活動における町が主体となつてのデジタル化推進の考えにつきましては、住民の方々への情報伝達においてデジタル化の視点は大変重要だと考えておりました。現在、情報発信手段の拡充として、登録いただいた方へスマートフォン等に直接メッセージなどが発信できる公式LINEの運用に向けて準備を進めているところであります。

ご提案の電子回覧板などの自治会向けアプリの導入につきましては、デジタル環境が整っていることが前提であること、また、デジタル機器利用の習熟度合いにより情報入手に差が出ること、さらに、本町の人口規模や構造を

はじめ、将来の地域コミュニティの在り方なども勘案しなければならないことから、慎重に検討してまいりたいと考えております。

三つ目の町広報誌や町ホームページのデジタル化につきましては、町の広報誌「広報いで」はパソコンやスマートフォンで閲覧できるようPDF版を町のホームページにて公開しているほか、自治体広報誌の紹介サイト「マイ広報紙」にも掲載されております。また、町ホームページにつきましても、前述いたしましたとおり新着情報などを公式LINE等で配信できるようにするなど、SNSを活用した情報発信に努めてまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 平間総務課長。

総務課長（平間克則） 2点目の一つ目の住民サービスの向上や業務効率化の一環としてワンストップ窓口を設置することにつきましては、まず、役場庁舎に初めて来庁される住民や事業者などに分かりやすくご利用いただくため、正面玄関から入った1階ロビーには全フロアの配置図、各所属名を記した案内表示を、また、各フロアに各所属名や会議室等を記した案内表示を2か所ずつ、さらにエレベーター内には各所属名を記した案内表示を設置しております。

また、各フロアのカウンター上部にも各所属名を大きく表示しておりますが、窓口をお探しの来庁者がおられた際には、職員がお声がけをして窓口にご案内するとともに、手続の内容によっては他の所属職員がその窓口に出向いて各種手続を行うなど、丁寧な窓口対応に努めておりますので、今後も、これまでと同様の窓口にて充実した住民サービスの向上に取り組んでまいりたいと考えております。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 谷田利一議員。

8番（谷田利一） 2点目の二つ目、町長に答弁いただきましたけども、前向きに検討ということですけども、できれば一日でも早く取り組んでいただきたいというように思います。まずそれは要望としておきます。

それから、今の2点目の1点目、ワンストップ窓口、平間総務課長の方から、1階の窓口で困っておられる来客があれば、1階窓口の職員が対応して説明するということですが、前町長、前副町長の時代にも私は言いましたけ

ど、雰囲気暗いというのと、それから、職員が、前に住民が立っても下を向いているというのが現状であるんです。それもだし、「おはようございます」の挨拶ができるかということも以前にも大分言いました。前副町長からは「ちゃんとやらせている」という回答をもらったんですが、いまだに、もう少し徹底してもらったらどうかなと思います。

それから、1点目の町のホームページの件です。お伺いしますけども、現在の町のホームページはトップページに、新町長になってから町長のバナーが抹消されています。これは意図的に消されているのかどうか。ホームページに「町長の部屋」というのがないのは、近隣市町で本町だけです。町長の顔が出ていないのも本町だけです。これはどういう意図でこういうことになったのか。新町長が就任されて1年たちますが、トップページに西島カラーを前面に出して、この際です、今しかできません。来年できません。お金がかかるということもあるでしょうけど、金額の問題ではなしに、トップページをがらっと変えて、若返ったというところを住民にも分かるようにされてはどうかと思いますけども、なぜ1年たって「町長の部屋」が抹消されたのかお聞きします。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 高江企画財政課長。

企画財政課長（高江裕之） ご質問にお答えいたします。

1点目の「町長の部屋」であります。現在、担当課の方でその作成をしておりまして、なるべく早く設けたいというふうに考えております。

次に、ホームページにつきましては、現在、ホームページ入り口の方に手続情報や町政情報として暮らし情報サイト、また子育て世代の方への支援策の紹介のサイト、また、移住向けのページとして、井手町についての情報を記したプロモーションサイト、この三つの入り口を設けておりまして、情報の発信に努めているところでございます。現在、現ホームページのさらなる内容の充実、さらには、先ほどご答弁いたしましたLINEも含めた情報の発信に努めていきたいと考えておりまして、ご質問のホームページのリニューアルにつきましては、現在のところは考えておりません。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 脇本副町長。

副町長（脇本和弘） 窓口の件でございます。ただいま雰囲気であったり、そういうようなことをお伺いしましたので、ご意見として聞きましたので、また私どもも明るい窓口を目指して、前向きに取り組んでまいりたいと思います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田利一議員。

8番（谷田利一） ホームページの件ですけど、カラーの一新というか、トップページの一新は考えていないということなんですけども、それはいいんですけど、そうしたら、中身の改善というか点検というのがされているんですか。せんだって担当の方にも連絡をしているんですけども、行政の組織図、それから庁舎の展開図、旧の役場のままになっています。そういうのを点検しないで、組織図も点検しないで、地域創生室ですか、まだ残っています。それは誰がチェックするんですか。パソコンをちゃんとチェックして、お金がかかるのもいいし、なぜトップページを変えることに、一新するのにお金がかかってもいいではないですか。せつかく町長が替わったんですよ。新しくなったんですよ。若返ったんですよ。そうしたら、リフレッシュしてもいいのではないかなと僕は思いますけどね。中身の点検も併せて、よろしくをお願いします。要望しておきます。

議長（奥田俊夫） この際、暫時休憩します。11時35分まで。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時35分

議長（奥田俊夫） 休憩前に引き続き、再開します。

先ほどの答弁漏れを先にさせていただきます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 菱本安心・安全推進課長。

安心・安全推進課長（菱本嘉昭） 貴重なお時間、申し訳ございません。先ほど谷田健治議員から頂いておりました防災情報配信サービスのファクスやメールの関係ですけれども、ファクスでの配信サービスについては、今のところ登録はゼロ件となっております。メールでの送信の方は23件となっております。今後、この配信サービスをもっと充実できるように周知を図ってまいりたいと考えております。

また、防災行政無線の音量の関係ですけれども、有事の際には最大音量で

強制的に流れるということにもなっておりますので、またいろいろと研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） 小割直彦議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 小割直彦議員。

4番（小割直彦） 4番、小割直彦です。

事前通告に基づき、議長より発言の許可を頂いていますので、質問をさせていただきます。

質問事項としまして、食品ロス削減のための対策についてです。

私たちの身近な重要な問題だと感じておりまして、最近、食品ロスを削減するために、多くの自治体や企業が様々なプログラムや対策を実施しています。

この取組には、食べ残しの削減や食品の再分配、賞味期限の管理などが含まれますが、消費者に対して食品ロス削減の重要性を啓発することで、家庭や企業での意識を高め、それぞれの原因ごとに適切な対策へとつなげていくことが大変重要だと考えています。

そういった中、井手町内では、スーパーマーケットやドラッグストアが次々とオープンし、多くの方々が利用されています。しかし、便利になるとつい買い過ぎてしまい、生ものや野菜等の賞味期限が過ぎて傷んでしまったり、廃棄しなければならないような事例が心配されます。そういったことが積み重なると、ごみが増え、環境によくない結果も生まれてしまいます。

また、10月から食品が値上がりすることですので、値上げ前に買いだめなどの駆け込み消費が広がり、食品の保存や廃棄なども問題になっていくのではないかと考えます。

そこで、次のことについてお尋ねします。

- ①現在、住民に対して食品ロス削減のための対策を何か取られているのか。
- ②食品ロスを削減することでごみの減量につながった場合、ごみ収集コストはどの程度削減できる見込みか。
- ③食品ロス削減について、今後、町としてのどのような取組を考えているのか。

以上、質問します。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 奥山産業環境課長。

産業環境課長（奥山英高） 小割議員のご質問にお答えいたします。

食品ロス削減のための対策についてであります。一つ目の現在の住民に対する食品ロス削減のための対策につきましては、令和3年3月に策定した第5次井手町総合計画において、環境への負荷を少なくするためごみの減量化に取り組むこととしており、また、令和4年3月に策定した第2次井手町健康増進計画「井手町すこやかプラン」において、健康的な生活習慣の実践の観点から、食品ロスの削減を推進するため、各種の情報提供に努めることといたしております。

まず、食品ごみ減量の観点からの取組として、これまでから住民の方々に対し、「広報いで」や町ホームページにて「家庭ごみの分け方・出し方」について情報提供を行っております。その中で食品ごみの減量化のため、生ごみの十分な水切りをお願いなどを周知しております。また、住民のごみ再利用意識の高揚及びごみの減量を促進することを目的に、平成8年5月から家庭用生ごみ自家処理容器等を購入された方への補助を行っております。

二つ目の食品ロスを削減することによるごみ収集コストの削減見込みにつきましては、農林水産省による全国の食品ロス推計では、令和3年度で国民1人当たり年間約42キログラムと公表されておりますが、本町において、先ほど申しました取組等により、食品ロスの削減がどれだけごみの減量につながったのかを算出することは難しく、また、コスト削減の見込みにつきましても、ごみ収集の費用は人件費や車両関係経費、焼却場等の処理費用など、ごみの量と比例しない経費を含むことから、算出することは困難であります。

三つ目の食品ロス削減について、今後の取組につきましては、本町も参画している城南衛生管理組合が発行している広報誌「エコネット城南」やホームページを通しての情報提供、エコクッキングレシピ集の公開など、構成市町と一体となって食品ロス削減の取組を進めていきたいと考えております。

あわせて、同組合では今年度、ごみ減量化の施策について議論される場として「循環型社会推進会議」が設置されており、こちらの意見を踏まえて各種施策が検討されていくものと考えております。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 小割直彦議員。

4番(小割直彦) 分かりました。今、京都府では、5月から10月まで、エアコン、冷蔵庫の最大2万円相当を還元するというキャンペーンが行われていまして、台数が達成すれば打ち切られるというようなキャンペーンで、還元というのは結構な条件があるように聞いていますし、それで、これは省エネに対する補助というようなことなんですけども、私が思うには、一般冷蔵庫に冷凍庫がついておりますけども、本当に食品、野菜でもそうですけども、保存しようと思ったら、どうしても冷蔵庫の中では傷んでしまうことがありますので、例えば冷凍庫専用庫の購入に対して町として補助金を出すようなことを考えているのかどうかをお伺いします。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 奥山産業環境課長。

産業環境課長(奥山英高) ただいまのご質問でございますけれども、現在のところは考えてはおりませんが、近隣市町のそういう情報を勉強していきたいと考えております。

以上でございます。

議長(奥田俊夫) 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 小割直彦議員。

4番(小割直彦) 再質問ではございませんが、要望ですけども、今後、物価上昇はいつ止まるのかも分かりません。物価高は商品の購入コストを上昇させるため、食品ロスの問題がさらに深刻になると思われれます。そして、未来の子どもたちのためにも、食品ロスを少しでもなくしていかなければなりません。そのため、住民参加型のワークショップやセミナー、キャンペーンなどを行い、食品ロスの影響や食品ロス削減のための簡単なレシピ、ヒントなどを共有することが大切かと思えます。地域全体で食品ロス削減に取り組めるよう、町としての対策を今後お願いしておきます。

以上で私の答弁を終わります。

議長(奥田俊夫) 岡田久雄議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 岡田久雄議員。

9 番（岡田久雄） 9 番、岡田久雄でございます。

事前に通告しております 2 点について質問をさせていただきます。

まず 1 点目は、誰もが投票しやすい環境づくりについて質問をいたします。

「選挙権行使」は、万人に認められた権利で、誰もが境遇や障がいの種別にかかわらず、一票を行使する権利があり、投票弱者と言われる方々が投票しやすくなるような、ユニバーサルな環境をつくる必要があります。

また、障がいのある方だけでなく、高齢化社会の中においては、どういった方々がどういった際に投票に困難を感じるのかを十分理解して、投票環境を改善していかなければならないと思います。

そこで、次のことについて質問をいたします。

①誰もが投票しやすい環境づくりについての本町の考えは。

②今までに投票に支援が必要な方からの相談やその対応はどのようにされてきたのか、過去の取組についてお聞かせください。

③障がいのある方や高齢者などが投票所で必要な支援を受けることができる「投票支援カード」の作成や、イラストや文字を指などで指して困っていることを伝える「コミュニケーション支援ボード」の導入について、本町の考えをお聞きします。

④今後の選挙戦においても、新庁舎で期日前投票が実施されると思いますが、投票率向上の観点から、旧庁舎やイデフルで期日前投票を行う考えはあるのかお聞きします。

次に、認知症を発症しても安心して暮らせる社会づくりについて質問をします。

国によると、2025年には、65歳以上の5人に1人が認知症になると予想されており、私たちにとって認知症はますます身近なものになっています。

そして、本年1月1日に、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されました。「認知症基本法」では、認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことのできるようにするための共生社会の実現を目的としており、そのためにまず大切なことは、認知症に対する正しい知識と理解を深めることであると思います。

そこで、次のことについて質問をいたします。

①認知症の方は、周りの人のちょっとした工夫や気遣いによって、ふだん

の生活がほぼ変わらずにできると言われています。認知症に対する正しい知識と理解を深めるため、広報活動等を積極的に展開すべきと考えますが、本町の見解をお聞きします。

②東京都八王子市では、小学生が認知症の方への手助けを学ぶ体験型授業が話題になっています。本町においても、学校教育の中に認知症への体験学習等を取り入れて、認知症の方への理解を深める教育環境を整えることが重要であると考えますが、現在どのような取組をされているのか。また、本町の見解をお聞きします。

③認知症は早期発見と早期治療がとても重要です。気軽にチェックできるような環境が整備されれば大変有意義だと考えますが、認知症のスクリーニング調査に対する助成を含め、本町の見解をお聞きいたします。

以上です。よろしく願いいたします。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 平間総務課長。

総務課長（平間克則） 岡田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の誰もが投票しやすい環境づくりについてであります。一つ目の誰もが投票しやすい環境づくりにつきましては、高齢者や障がいの有無にかかわらず、一人でも多くの有権者の方に投票いただけるよう、各投票所の環境づくりに努めており、具体的には、段差を解消するためのスロープや車椅子、車椅子用記載台、点字器、拡大ルーペ、筆記用ボードを全ての投票所に用意しており、また、投票される方の状況や申出に応じ、職員による人的介助も行っております。

二つ目の今まで投票に支援が必要な方からの相談やその対応、過去の取組につきましては、これまでから車椅子のご利用の方には、投票事務従事者が車椅子を押すなどの介助をしたり、歩行困難な方については、同じく従事者が付き添うなどの介助を行っております。また、公職選挙法の規定に基づき、体の状況により自宅での投票や投票所にて代筆による投票などの対応も行っております。

三つ目の「投票支援カード」の作成や「コミュニケーション支援ボード」の導入につきましては、これまでの間、投票所においてコミュニケーションツールの有無により投票に支障が出た事例はございませんが、誰もが安心して

て投票していただけるよう、他の自治体における投票所の備品の事例を調査・研究しながら、丁寧な選挙事務が執行できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

四つ目の投票率向上の観点から、旧庁舎やイデフルで期日前投票を行う考えにつきましては、現在、期日前投票所につきましては、役場庁舎内の1階の会議室としており、従前と比較しますと投票所の広さはもとより、受付から投票までの動線、また駐車スペースも含め、大変投票しやすい環境になっていると認識しております。

なお、期日前投票所を複数とする場合には、まず町域の広さを勘案しつつ、各期日前投票所にてリアルタイムで投票者の状況を把握する必要があること、また、期日前投票管理者や立会人、投票事務従事者をそれぞれ配置しなければならないことや期日前投票所での緊急対応の対策など、課題も多くあることから、適切な投票事務を執行する観点からも、現在のところ旧庁舎やイデフルで期日前投票を実施することは困難であると考えております。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 畑中保健センター所長。

保健センター所長（畑中博之） 2点目の認知症を発症しても安心して暮らせる社会づくりについてであります。一つ目の認知症に対する広報活動等につきましては、「広報いで」に地域包括支援センターの「ひまわり通信」として認知症コラムの掲載や世界アルツハイマー月間である9月に、認知症に対する正しい知識と理解を深める記事を掲載するなどの取組を進めてきたところであります。また、認知症予防の啓発活動として、65歳以上の高齢者の方を対象とした「脳トレ教室ひまわり」を開催し、ゲームや体操、参加者の交流を通じて、認知症や認知症予防への理解を深めていただく機会を設けております。

三つ目の認知症のスクリーニング調査に対する助成につきましては、本町では、令和4年度にタブレットで島根大学医学部が開発したソフトによる認知症機能のスクリーニング検査を実施できるよう整備したところであり、現在、認知症カフェや高齢者への訪問などの場で希望者に対してチェックを行っており、現時点では、医療機関での認知症のスクリーニング調査の助成については考えておりません。

今後、より一層、当該タブレットによる検査について周知を図り、積極的

に活用していただけるよう対応に努めてまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 北川学校教育課参事。

学校教育課参事（北川拓男） 二つ目の本町における認知症の方への理解を深めるための学校での取組の現状につきましては、井手小学校、多賀小学校の6年生において、井手町社会福祉協議会や社会福祉法人「弥勒会」と連携し、認知症について知り、自分にできることについての考えを深めることを目的とした「認知症サポーター養成講座」を受講する授業を年に1回実施しております。

昨年度は、認知症サポーターを受講した講師から認知症についての説明を聞き、その後、認知症と診断された方についての事例を基に認知症の方の気持ちに寄り添い、自分たちに何ができるのかをテーマに、子ども同士のグループ交流を含めた学習を行ってきたところであります。

今後も関係機関と連携しながら現在の取組を継続し、認知症理解教育をより一層充実したものにしていきたいと思いますと考えております。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 岡田久雄議員。

9番（岡田久雄） 2点ほど質問させていただきたいと思います。1点目の認知症を発症しても安心して暮らせる社会づくりについてでありますけれども、これに関連いたしまして2点お聞きしたいと思います。

1点目は、認知症と軽度認知症の方を合わせますと1,000万人を超える現状があります。認知症の人や家族等が安心して穏やかに暮らせる生活環境の構築が必要でございます。そこで認知症の人の行動、心理症状の発症を抑制し、認知症の人と家族等の尊厳ある暮らしを守るためにするケア技法として、「ユマニチュード」の普及が積極的に取り組まれています。本町におきましても取り組むべきものであるというように思いますが、本町の見解をお聞きします。

2点目には、若年性認知症の方々も含めて、日常の人が生きがいや希望を持ち、その個性と能力を十分に発揮することができるよう、認知症の人の社会参加の機会の確保に向けて、家族や事業主が安心して適切な行動が取れる地域におけるピアサポート環境の整備も必要と考えますが、本町の見解をお

聞きいたします。

また、要望といたしましては、投票しやすい環境づくりの件でございますけれども、「投票支援カード」の作成など、イラストなどで示す「コミュニケーション支援ボード」の件ですけれども、今多くの自治体では、これを必ずしている自治体が本当に増えてきていますので、今のところそういう状況がないかもしれませんが、今後いろんな方が来られる、やっぱり安心してやっていただけるように、事前にこういう対応もしていく必要があると思いますので、ぜひとも入れていただきたいというふうに思います。

それともう1点は、認知症の方の発症しても安心して暮らせる社会づくりの件でございますけれども、これは認知症の方の命にも関わることでございますので、要望させていただきたいと思います。警視庁のまとめによると、2023年全国の警察に届出があった認知症やその疑いがあった行方不明者が、延べで1万9,039人に上ったことが明らかになっています。認知症の方々が行方不明になってから翌日まで生存して発見される例が多く、3日目以降では生存する可能性は急激に低くなっているとのことであります。実際、行方不明になった人の中で502人は亡くなって見つかり、250人は発見されていないということでございます。今後ますます増加することが懸念される認知症の行方不明者に対して、一人一人の生命を守るための端末の積極的な活用に向けての負担軽減策や、衣類等に貼れるコードが記載されたシール等の普及など、以前の質問でも取り上げましたけれども、認知症の方の行方不明者の生命を守る取組の強化をしっかりとやっていただきたいということを要望させていただいて、私の質問を終わります。よろしく申し上げます。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 畑中保健センター所長。

保健センター所長（畑中博之） 岡田議員の質問にお答えします。

まず、「ユマニチュード」というケア技法の普及等につきましては、現在行っておりません。認知症の方やご家族の方が尊厳のある生活をするためには、まず住民の方が認知症に対する正しい知識と、認知症の人に関する正しい理解を深めていただくということが重要であるというふうに考えております。引き続き、認知症に関する普及啓発を図っていきたいというふうに考えております。

次に、ピアサポートについてでありますけれども、ピアサポートについて、

現在、町の方では取組というのにはできておりませんが、認知症の方、ご家族の方の交流の場として、認知症カフェであります「ひまわりカフェ」を開催しております。この「ひまわりカフェ」をよりPRしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） この際、暫時休憩します。13時30分から再開します。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時30分

議長（奥田俊夫） 休憩前に引き続き、再開します。

脇本尚憲議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本尚憲議員。

7番（脇本尚憲） 7番、脇本尚憲です。

通告に基づき、私の方から2点質問させていただきます。

大きく1番、終活サポートの取組状況。

この終活サポートにつきましては、人生の終わりのための活動のサポートについて質問させていただきます。

内閣府の「令和3年版高齢社会白書」によると、65歳以上の独り暮らしの高齢者は、平成27年時点で男性が約192万人、女性が約400万人となっており、その数は年々増加しています。

独り暮らしの高齢者の増加に伴い、身寄りがなく見送る方がいないケースも多数発生しています。この場合、本人の状況や意向が分からないことが多く、多死社会を迎えるに当たり、自治体が担うべき役割が今後大きな負担となっていくことが想像できます。誰もが安心して老後を暮らし、満足する形で最期を迎えられるように、終活をサポートすることや独り暮らしの住民が亡くなった後、残された遺族や町職員がスムーズに手続を進めていくことも重要だと考えます。

本町でも、息子や娘が町外に移住するなど、独居生活や高齢者世帯も多くなっていると感じております。これまでは「死」に対して考えることはタブー視される傾向にありましたが、今では誰もが避けられないこの「死」について、住民の方も目を背けず、真摯に向き合っていかなければならないと考えます。

他の自治体では、終活サポートとして終活に向けてのセミナーや、事前にエンディングノートを作成し、本人の意向を確認することで、独り暮らしや身寄りのない高齢者の死後の手続がスムーズに行える取組を行っているようです。

そこで質問します。

- ①本町の65歳以上の高齢者世帯数、独り暮らし世帯数は。
- ②身寄りのない高齢者数の実態は把握されているのか。
- ③終活サポートとして本町が取り組んでいる事業の内容は。
- ④終活セミナーの開催やエンディングノートの配布など、生前に行えるサポートについて町の考えは。

大きく2番、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を受けて。

令和6年8月8日に発生した日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震を受けて、南海トラフ地震の想定震源域では、大規模地震の発生が平常時と比べて相対的に高まったと判断し、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されました。

本町でも8日夜に町長を本部長とした災害警戒本部を設置、会議を開催して迅速に対応に当たられたとお聞きしております。

「備えあれば憂いなし」とは、災害対策の際に昔から使われている金言であります。本町は南海トラフ地震の想定震源域ではありませんが、防災・減災意識が改めて高まっているこの機会に、仮に地震が発生した場合の本町における災害規模を住民の方にも認識していただき、生活物資などについて事前に点検・準備しておく必要があるのではないかと思います。

そこで質問します。

- ①南海トラフ地震が発生した場合の本町への被害想定や住民に対する影響の内容は。
- ②南海トラフ地震を含め、他の活断層による地震に備える上での住民ができる対策や留意点は。
- ③今回の地震を受けて「井手町地域防災計画」の見直しはあるのか。

以上、よろしく申し上げます。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 畑中保健センター所長。

保健センター所長（畑中博之） 脇本議員のご質問にお答えいたします。

1点目の終活サポートの取組状況についてであります。一つ目の本町の65歳以上の高齢者世帯数、独り暮らし世帯数につきましては、令和6年7月末時点で65歳以上の高齢者世帯数は1,250世帯、65歳以上の独り暮らし世帯数は758世帯であります。

二つ目の身寄りのない高齢者数の実態は把握されているのかにつきましては、身寄りがなく見送る方がいないなど的高齢者の方の総数は把握しておりませんが、今年度から地域包括支援センターにおいて、コロナ禍で見合わせていた高齢者宅への訪問活動を本格的に再開したところであり、現在、独り暮らし世帯の方を優先的に訪問し、個別に実態把握を進めるとともに、日常生活でのお困り事や悩み事の相談を伺うなどの支援等に努めているところであります。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 坂井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（坂井幸一郎） 三つ目の終活サポートとして本町が取り組んでいる事業の内容につきましては、本町では終活に関連する事業として、「人生会議」・「アドバンス・ケア・プランニング」という、主に将来の自分自身が受けたいと考えている医療や介護などについて、事前に家族間や、また医療・福祉関係者も交えて話し合うという取組について、「広報いで」をはじめとする各種広報媒体により周知を図るとともに、積極的な実施を推奨しているところであります。

四つ目の終活セミナーの開催やエンディングノートの配布など、生前に行えるサポートにつきましては、もしもの時にどうしたいかはライフステージとともに変化していくものであり、その時々に関心を持って考え、家族などの周囲の人と話し合い共有することが重要とされており、「人生会議」などの話し合いをする機会に、介護・医療に関するだけでなく、一般的なエンディングノートに記載されている死後の手続などに関しても、自分自身で考え整理しやすいように項目などをご紹介するなど、工夫した広報に努めてまいりたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 菱本安心・安全推進課長。

安心・安全推進課長（菱本嘉昭） 2点目の南海トラフ地震臨時情報（巨大

地震情報)を受けてについてであります。一つ目の南海トラフ地震が発生した場合の本町への被害想定や住民に対する影響の内容につきましては、平成26年度に内閣府から発表された南海トラフ地震被害想定に基づいた京都府の調査結果によりますと、本町では最大予測震度は6弱、人的被害では死者数10名、負傷者数90名、要救助者数20名、建物被害は倒壊120棟、焼失建物30棟の被害想定となっております。

二つ目の地震に備える上での住民ができる対策や留意点につきましては、日頃からの備えや災害から身を守る行動を取っていただくことが重要であり、具体的には備蓄・非常時の持ち出し品の準備、室内での安全スペースの確保、家具の固定、連絡手段の確認、避難所・避難経路の再確認、さらに防災訓練への積極的な参加による防災意識の向上などであると考えております。

こうした対策や留意点の情報は、風水害対策も同様に、テレビニュースや気象庁をはじめ国の関係省庁がホームページ等で情報発信されており、本町でもホームページや「広報いで」、各戸配布しているハザードマップ等で地域住民の皆さんに情報提供し、日頃からの備えをお願いしているところであります。

なお、現在のハザードマップにつきましては、水害・地震が別冊となっているため、今年度の事業として1冊に最新の情報をまとめたハザードマップを作成し、全戸配布する計画としております。

三つ目の「井手町地域防災計画」の見直しにつきましては、「風水害等対策編」と「地震対策編」で構成しており、適宜、関係法令の改正等大きな変更に伴い修正してきておりますが、防災拠点となる新庁舎の移転をはじめ、防災対策を強化するための機構改革の実施、さらに同報系防災行政無線を運用開始したことなどを踏まえた計画の修正を今年度の実施する予定としております。

議長(奥田俊夫) 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 脇本尚憲議員。

7番(脇本尚憲) 2点目の地震についての再質問です。災害時または有害鳥獣対策として、ドローンを活用するという本町の考え、取組などはございますでしょうか。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 菱本安心・安全推進課長。

安心・安全推進課長（菱本嘉昭） ただいまの脇本議員のドローンの関係についてお答えいたします。

ドローンの活用につきましては、まずドローンの操作には一定技能習得が必要でありまして、様々な活用を考えますと、国家資格を有することが必要になると考えております。まずは災害対応や有害鳥獣対策など、先進地事例や近隣自治体の調査を行いまして、例えばドローンを活用する協会等への協定の締結をする方法なども検討するという事など、また、どれだけ効果があるなどを含めまして研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本尚憲議員。

7番（脇本尚憲） 要望としてお伝えしたいと思います。災害発生時、人員を動員して対応するということがまずあると思いますが、やはりマンパワーでは限界があると思います。有害鳥獣も含め、ドローンなどの上空からの客観的な状態の把握など、そういったハイテクノロジーを活用して、ぜひそういったものも進めていただければと考えております。

また、「井手町地域防災計画」につきましても定期的に見直していただき、精度の高い防災計画を常に整備していただいで、起こってはほしくないですが、来るべき災害のときに迅速に対応できるよう要望して、私の質問を終わります。

議長（奥田俊夫） 木村健太議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 木村健太議員。

1番（木村健太） 1番、木村健太です。

私の方から、通告に基づきまして、大きく2点質問させていただきます。

1点目、井手町に「総合運動公園」の整備を。

公園には、住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用を目的とする「総合公園」や「運動公園」といった種類があります。

井手町内には大小様々な公園がありますが、他の自治体にあるような子どもたちや親子で野球やサッカー等の球技ができたり、小さな子どもが芝生の

広場で遊んだり、お年寄りの方が交通量を気にすることなくのんびりと散歩ができたたり、ドッグランが併設されているような「総合運動公園」はありません。

そのため、井手町スポーツ協会に加盟しているクラブをはじめ、町内外の子どもからお年寄りまでが安心して集まり、思い切りスポーツを楽しんだり、住民の方がそれぞれのライフステージに応じてスポーツを「する」・「観る」・「支える」目的のために体を動かしたり、伸び伸びとスポーツに親しむことのできる施設や環境づくりが必要だと思います。

そこで、国道24号城陽井手木津川バイパスから見える場所に、本町のまちづくりのシンボルとなるような「総合運動公園」を整備してはどうかと考えます。公園で子どもたちがスポーツを楽しみ、高齢者が草花を観賞しながら散歩し、ドッグランで駆け回る犬などの風景を、バイパスを走行中の車内から眺めることができれば、本町に興味を持ってもらうこともでき、本町に立ち寄る人々も増え、交流人口の増加にもつながると考えますが、それについて本町の考えをお聞かせください。

二つ目、玉川の除草について。

町内を流れる玉川は、「平成の名水百選」にも選ばれ、春は桜やヤマブキの名所、夏は蛍の鑑賞、秋はウォーキングやハイキングの散策道と、1年を通じて町内外の方の目に留まる町を代表する観光スポットです。

しかし、最近、玉川沿いにお住まいの方々から、玉川堤防の雑草が生い茂り、散歩やウォーキングの際に支障となる、休憩のためのベンチが利用できない、川まで下りれる階段やスロープの使用が困難、道が狭くなって車両と歩行者の擦れ違いが大変危険なため、何とかできないかといった話を度々お聞きしました。

そこで質問します。

①玉川の除草作業はどこの所管となっているのか。また、どういった時期にどの程度の頻度で行われるのか。

②玉川沿いを利用されたり、生活道路にされている方々の通行を妨げるような雑草の除草作業を、町の管理で適切な時期に行っていただくことはできないのか。

以上、質問させていただきます。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 辻井建設課長。

建設課長（辻井祐介） 木村健太議員のご質問にお答えします。

1点目の総合運動公園の整備についてであります。井手町の緑豊かで美しい自然環境を背景に、地域住民全ての方々が安心して集い、伸び伸び遊べる広場や遊具を備え、各種スポーツ施設が整った「まちのスポーツ拠点」となるような総合的な運動公園を整備してはとのご提案であります。現在の本町にとっては、新庁舎建設に並ぶような重大な事業となりますので、その必要性の有無、住民のコンセンサス、立地に適する場所、建設・維持管理費用など幾つもの課題があり、慎重に検討していく必要があると考えております。

まさしく今次定例会後、今後の本町のまちづくりの基本的な方針を定める「都市計画マスタープラン」の改定作業に着手する予定であり、都市機能の配置なども総合的に考慮しながら、町の将来像について、議会をはじめ各種団体、住民の方々と幅広く議論していきたいと考えております。

2点目の玉川の除草についてであります。一つ目の玉川の除草作業の所管や実施の時期・頻度につきましては、河川管理者である京都府の所管でありまして、年2回、春のさくらまつりの前に川床部分の除草を、また、夏のり面及び道路脇の除草をしていただいております。

二つ目の町による除草作業につきましては、現在、町道の利用者や住民の方から通行に支障となっている旨の連絡を頂いた際には、本町建設課の職員が繁茂のひどい箇所について除草作業を行っている状況であります。

議員ご指摘のとおり、玉川は本町を代表する観光スポットであると同時に、堤防は周辺住民の方の生活道路であることから、今後は河川管理者である京都府とも連携しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 木村健太議員。

1番（木村健太） まず、答弁ありがとうございます。

質問ではなく要望としてなんですが、イデフル開業に伴い、町外の方からも今現在、井手町は大変注目されていると思います。今後、国道24号城陽井手木津川バイパスの工事が始まれば、ますます注目していただけると思い

ます。住民の方々それぞれのライフステージに合わせた多様なスポーツ施設や憩いの場を整備することは、地域全体の活性化、交流人口の増加にもつながる取組だと思っておりますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

玉川沿いの除草についても、現状では草刈りが行われていて改善されている場所もありますが、玉川沿いを生活道路とされている方々、通学路とされている学生もたくさんおられます。もともと道路幅も狭い区間では、雑草がガードレールを越えて伸びていると、歩行者、運転者の両者にとっても大変危険だと思っておりますので、適切な時期の管理を前向きにお願いさせていただきます。私の質問を終わらせていただきます。

議長（奥田俊夫） 鎌田隆宏議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 鎌田隆宏議員。

3番（鎌田隆宏） 3番、鎌田隆宏です。

私の方からは、大きく1点、災害時のライフラインについて質問いたします。

8月8日の日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震を受け、南海トラフ地震の注意を呼びかける臨時情報が発表されました。今後30年以内に70から80%の確率で南海トラフ巨大地震が起きるとされており、私たちはいつ大規模地震などの災害が起きてもおかしくないことを意識して、生活の中で備えをしておかなければなりません。

また、7月1日には滋賀県で土石流災害が発生し、米原市は一時、伊吹地区の127世帯313人に警戒レベルで最も高い「緊急安全確保」を出しました。市の調査では、土石流の原因は鹿の食害で、伊吹山に生息する600頭ほどの鹿が山林や草地の植物を食べ尽くしたことで、土砂がむき出しになり、土石流が起きたと見られています。

これからは今まで想定していなかったことが原因で災害が起こる可能性もあることから、そういった被害を少しでも減らすため、また突然、ライフラインが止まってしまったときのために、事前に十分な確認や対策が必要だと考えます。

そこで、次のことについてお聞きします。

①「土砂災害警戒区域」・「土砂災害特別警戒区域」では、鹿の食害による被害を想定した対策を行うことはあるのか。

②停電で井手・多賀浄水場のポンプなどが停止した際や、地震で水道管が破裂し、水道が停止した際の町の対応は。また、住民への周知方法は。

③停電の場合、合藪ポンプ場の機能は停止するのか。

④京都府は常設の「危機管理センター」を整備し運用を開始したが、本町とはどのような連携をしていくのか。

⑤玉川さくら公園を利用されている方々に、川が増水した際の対応や周知方法は。

よろしく申し上げます。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 菱本安心・安全推進課長。

安心・安全推進課長（菱本嘉昭） 鎌田議員のご質問にお答えします。

災害時のライフラインについてであります。一つ目の土砂災害警戒区域等での鹿の食害を想定した対策につきましては、議員ご指摘のように、滋賀県米原市の伊吹山麓で発生した土砂災害では、「伊吹山でニホンジカが高山植物を食べ尽くしたことにより荒れ地が広がり、土の保水力がなくなった」ことが遠因との報道があり、こうした事例は他の地域でも指摘されているとのことであります。

本町においても、現在、鹿の目撃情報は多く、農作物の被害も出ていていると聞き及んでおりますが、町内の50か所ある土砂災害警戒区域等を含む山林では、山肌が見えるような鹿の食害による被害は今のところ確認されておられません。

今後は京都府や近隣市町とも情報共有しながら、土砂災害を防ぐ観点から食害の有無について注視するなど、適切に対応してまいりたいと考えております。

二つ目の停電で井手・多賀浄水場のポンプなどが停止した際や、地震で水道管が破裂し、水道が停止した際の町の対応につきましては、地震や風水害、異常湧水等により大規模な断水等が発生し、本町単独では水道水の供給が困難となった場合に備え、平成11年11月1日に、「日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書」を京都府をはじめ複数の府内自治体と締結しておりまして、これにより「応急給水作業の支援」や「応急復旧用資材の提供」等が受けられることとなっております。

また、京都府内からの支援が困難な場合に備え、あらかじめ関西圏の他府県との間で「日本水道協会関西地方支部災害時相互応援に関する協定」が締結されており、「応急給水支援」等と同様の提供が受けられることとなっておりますので、必要に応じ関係機関に支援を依頼することとしております。

なお、発災時等の断水に係る周知方法につきましては、広報車での周知に加え、ホームページ掲載やLINEでの発信、同報系防災行政無線の活用など状況に応じて実施することとしております。

四つ目の京都府の「危機管理センター」との連携につきましては、京都府において地震や風水害等の災害や大規模事故、新興感染症など、あらゆる危機事象に対処する危機管理の拠点となる常設のセンターが本年3月に運用開始されました。これにより、迅速な初動体制の確立、空撮映像をリアルタイムで収集する映像情報システムなど、被害情報の収集や共有に必要な通信環境の構築、関係機関からの派遣職員が活動するオペレーションルームなど、災害時における業務環境の構築等が図れると伺っておりますので、本町といたしましては、災害時には京都府はもとより府内市町村、さらには関係防災機関との一層の連携強化を図りながら、適切かつ迅速な対応ができるものと期待しておりますので、今後、当該センターと平常時から情報共有をはじめ連絡体制などの構築を図るなど、連携を密にしながら有事の際の対応力の強化につなげてまいりたいと考えております。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 辻井建設課長。

建設課長（辻井祐介） 三つ目の停電の場合、合藪ポンプ場の機能は停止するのかにつきましては、合藪ポンプ場には軽油を燃料とした非常用発電機を設置しておりますので、停電の場合においても電力供給は可能であり、ポンプ場の機能を停止することなく運用することができます。

五つ目の玉川さくら公園利用者への川が増水した際の対応や周知方法につきましては、一級河川玉川の河川管理者である京都府において、リアルタイムの雨量や水位情報が提供されており、スマートフォン等で確認できるほか、現地には増水時の注意喚起の看板が設置されております。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 鎌田隆宏議員。

3番（鎌田隆宏） 要望です。ライフラインが止まった場合に水などの対応はお聞きしましたけども、情報等についても要望したいんですけども、今回の一般質問でよく戸別受信機のことなども言われています。防災無線では一部聞き取りにくいことがあるようですので、聞くだけではなく見れるようなシステムを考えていただきたいです。先ほどの答弁にもありましたけども、LINEを使うなど、メールやホームページなども有効な手段だと思いますので、よろしくお願ひしたいです。

それと、区長さんの方に戸別受信機などいろいろあるそうなんですけども、区長になられる方は年配の方が多く、また毎年替わられるそうなので、各地区に防災士や消防や、おられれば自衛隊のOBの方など、専門のことをされていた方々の協力を得て、各地区を見守ってもらえるような方々の配置もしていただけるといように考えていただけないかなと思います。要望です。お願ひします。

議長（奥田俊夫） これで一般質問を終わります。

次に、日程第6、議案第43号、井手町固定資産評価審査委員選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 平間総務課長。

総務課長（平間克則） それでは、議案第43号、井手町固定資産評価審査委員選任につき同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

地方税法第423条第3項の規定により、下記の者を固定資産評価審査委員に適任と認め、選任につき同意を求める。

記といたしまして、京都府綴喜郡井手町、藤林学氏（満69歳）。

なお、任期は3年。委員は3名でございまして、他の委員は村田吉男氏、前田光春氏であります。

以上、簡単でありますので、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから議案第43号、井手町固定資産評価審査委員選任につき同意を求める件を採決します。

議案第43号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(奥田俊夫) 挙手全員です。したがって、議案第43号は同意することに決定しました。

次に、日程第7、議案第40号、令和6年度井手町一般会計補正予算(第2回)を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 高江企画財政課長。

企画財政課長(高江裕之) それでは、議案第40号、令和6年度井手町一般会計補正予算(第2回)につきましてご説明申し上げます。

令和6年度井手町の一般会計補正予算(第2回)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算補正の規定でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億7,428万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億3,431万3,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費の規定でございます。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

第3条、債務負担行為の規定でございます。地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

それでは、3ページをご覧ください。「第2表繰越明許費」でございます。8款土木費、4項都市計画費、事業名、都市計画マスタープラン改定1,300万円。

次のページをご覧ください。「第3表債務負担行為」でございます。都市計画マスタープラン改定、期間、令和6年度から令和7年度まで、限度額1,100万円。

次のページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。

歳入であります。15款国庫支出金、補正前の額5億4,247万9,000円、補正額1,055万4,000円、計5億5,303万3,000円であります。

16款府支出金、補正前の額2億5,727万2,000円、補正額1,012万6,000円、計2億6,739万8,000円であります。

18款寄附金、補正前の額83万7,000円、補正額394万7,000円、計478万4,000円あります。

19款繰入金、補正前の額2億6,329万8,000円、補正額5億2,055万6,000円、計7億8,385万4,000円あります。

20款繰越金、補正前の額1,670万6,000円、補正額933万5,000円、計2,604万1,000円あります。

21款諸収入、補正前の額3,510万3,000円、補正額1,976万5,000円、計5,486万8,000円あります。

以上、歳入合計、補正前の額46億6,003万円、補正額5億7,428万3,000円、計52億3,431万3,000円あります。

次のページをご覧ください。

歳出であります。2款総務費、補正前の額12億5,564万8,000円、補正額710万円、計12億6,274万8,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の88万3,000円、その他の400万2,000円、一般財源の221万5,000円あります。

3款民生費、補正前の額12億1,102万9,000円、補正額2,324万3,000円、計12億3,427万2,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の1,172万9,000円、一般財源の1,151万4,000円あります。

4款衛生費、補正前の額3億2,985万5,000円、補正額1,826万円、計3億4,811万5,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の398万円、その他の1,360万円、一般財源の68万円あります。

6款農林水産業費、補正前の額1億2,541万9,000円、補正額408万8,000円、計1億2,950万7,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の408万8,000円あります。

9款消防費、補正前の額2億8,248万3,000円、補正額679万

2,000円、計2億8,927万5,000円、財源内訳といたしまして、その他の608万4,000円、一般財源の70万8,000円であります。

12款公債費、補正前の額2億8,236万1,000円、補正額5億1,480万円、計7億9,716万1,000円、財源内訳といたしまして、その他の5億1,480万円あります。

以上、歳出合計、補正前の額46億6,003万円、補正額5億7,428万3,000円、計52億3,431万3,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の2,068万円、その他の5億3,848万6,000円、一般財源の1,511万7,000円あります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） 続いて、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 辻井建設課長。

建設課長（辻井祐介） それでは、令和6年度井手町一般会計補正予算（第2回）に計上した事業の概要についてご説明申し上げます。

なお、次ページに工事箇所を添付しておりますので、併せてご参照願います。

図面対照番号①事業名、ふるさと納税寄附金活用事業、事業費200万円、財源内訳としまして、その他の200万円。

事業の概要としまして、観光案内板パネル更新3か所、景観図設置1か所あります。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本尚憲議員。

7番（脇本尚憲） 私の方からは大きく2点、10ページの3款民生費に上がっています各種児童手当について質問をします。この事業の内容について、七つの手当対象者になっていますが、この対象者の違いというのが分かれば教えていただきたい。その対象者の方の数、申請方法も念のために聞いておきます。そして、支給の時期についてお尋ねします。

2点目がその下、同じく10ページのがん患者アピアランスケア支援事業ですね。これも事業の内容と支援の内容、期待する効果、申請方法、そして予定している対象者数についてお尋ねします。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 花木住民福祉課長。

理事（花木秀章） 私の方からは、10ページの児童手当の関係でございます。こちらにつきましては、本年10月から国の方で児童手当の拡充がされますので、それに伴った対応ということでございます。

大きく3点ございまして、支給対象者が今までは中学卒業時までということがあったのが、18歳到達の最初の3月31日までとなるということと、所得制限の撤廃、さらには第三子に対して従来月額1万5,000円であったのが3万円に拡充されるということになっております。

それに伴った補正であるんですが、順番に申しますと、この表で、まず児童手当に書かれている分につきましては、これは児童手当本来のお金ではなくて、システム改修に係る負担金8万7,000円を計上させていただいております。

次に被用者児童手当、この被用者というのは社会保険に加入されている方の分でございます。3歳未満の方の分がこちらに計上しております。非被用者児童手当、非被用者というのは国民健康保険の方ですね。年齢層は、先ほど申したとおり同じでございます。被用者小学校修了前児童手当につきましても、社会保険の方で小学校修了前の家庭に対する児童手当ということで、続いて、国民健康保険の方の小学校修了前の児童手当。そして中学校の修了前の児童手当、中学生までの方の児童手当。そして今回、高等学校修了前の児童手当ということで、新たに創設されたということでございます。

こちらにつきましては、各区分にどれだけの人数がいるということまでは今現在まだ計算上なかなか難しいですので、対象となる40人の方をここで五つの区分、被用者児童手当から中学校までの間で割り返した8人相当分を振り分けたということで、増額の補正予算とさせていただいております。高等学校の方につきましては150名を見込んでおります。いずれも10月以降3月までですので、6か月分の計上としております。

支給時期につきましては、10・11月分について12月に2か月まとめて支給されるということでございます。

また、支給のサイクルにつきましても、これまで年3回であったのが、2か月に1回の年6回に変わるということになります。

申請方法につきましては、申請が必要な方だけになってくるんですが、こういった方かと言われてみると、今まで所得オーバーで児童手当をもらっていなかった人と、一番下の子が高校生のため児童手当を今までもらっていなかった人、さらには、今現在18歳から22歳までのお子さんが出て、かつ3人以上いる家庭という方の三つが申請が必要になってくるんですが、いずれの方につきましても町の方から個別に郵送、申請書等をお送りいたしますし、また制度につきましても、10月の「広報いで」やホームページで啓発してまいりたいと考えております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 畑中保健センター所長。

保健センター所長（畑中博之） がん患者アピアランスケア支援事業の内容でございますけれども、こちらの方は、がんと診断されてがん治療を受けた方、もしくは受けている方に対して医療用のウィッグでありましたり、あと乳房補正具の購入費の助成をするというものでございます。

効果でございますけれども、がん患者の方々、例えば脱毛などですごく治療もしんどいですし、また、身体的なことで外出など、その辺もなかなか難しいというふうに思いますので、一番大きいのは経済的負担の軽減、あと、がん治療に伴います心理的な負担の軽減、また、ウィッグなどをつけることによって社会参加、その辺を促進できるのではないかとこのように考えているところでございます。

申請の方法ですけれども、こちらの方は、がんになったということが分かる資料など、あと、ウィッグや乳房補正具が必要というふうに判断された医師の所見等をつけて保健センターの方に申請していただいて、こちらの方で交付していくというふうになっています。

対象者の数でございますけれども、あくまで想定でございますけれども、ウィッグは放射線治療等を受けられて脱毛等によるものということですが、想定としては6名を想定しています。乳房補正具は乳がんによって乳房切除などをされた方に対する補正具でございますけれども、今想定としては2名を想定しているということでございます。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 今回の補正全般に関わる前提としてお聞きしたいことがあります。

9月3日に議員に対して、住民税未処理の対応に対する報告を受けました。その中に追徴分や還付分等々の金額を報告されたわけですが、今回のこの補正にこれは反映しているのかどうかというのが1点です。

それと二つ目は、ページで言いますと11ページに、農業振興費のところですが、食の京都TABLE整備支援事業というのがございます。今日いろんな報道等を見ましても、JAのなごやか市のところにイートインスペースをつくるというふうに理解しているわけですが、具体的にどういうイメージなのか。コンビニ等でもイートインというのがあるんですけども、なごやか市のどの辺りにつくられてというようなことで、それについて分かっていたら教えていただきたいと思えます。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本副町長。

副町長（脇本和弘） まず、税の関係でございます。

まず、歳入の方につきましては、今回事情もさることながらですけれども、税の入というのは修正申告もいろいろ、ふだんの修正申告もございますので、それについて毎回毎回補正するということはしておりません。よっぽど変わる場合は別ですけれども、それはしておりません。

あと、歳出ですね、いわゆるお返しをさせていただく。もちろん本税からお返しする場合もございますし、過年度といいますか、時期の過ぎたものについては6月議会の補正で出ささせていただいておりますので、その枠内、それが足りなかった場合には必ず補正をしなければ支出ができませんので、それはさせていただいているということで、今回の9月には影響がないといえますか、関係がないということにはなっております。

以上でございます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 奥山産業環境課長。

産業環境課長（奥山英高） ただいまの2点目の食の京都TABLE整備支援事業に伴うなごやか市のイートインスペースのことについてでございますけれども、こちらの方については、予定されておられる場所というのは府道側、東側で考えておられまして、具体的には現在の東側の軒を利用するのと、あと既設カーポート、北側のJAの建物側にあるんですけども、これを移設されて、そこの部分にイートインスペースを設けるということで現在のところ聞いております。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありますか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 2点質問をさせていただきます。

11ページの非常備消防費、消防団員退職報償金がございますが、対象人数は何名おられるのかと、最高金額、年数によって違うと思うんですけども、もし分かりましたら、それを教えていただきたいと思います。

それからもう一つ、一番下、公債費のところですが。民間等資金繰上償還元金、金額で言いますと5億1,480万円が上がっているんですが、民間等の銀行など、そういうところに返すということなんですが、昨年度も5億円以上出していますね。今回この繰上げをすることによって、どれぐらい金利といたしますか影響を少なくできるのか。

そしてもう一つは、その民間等はどういう金融機関なのかという報告をお願いしたいと思います。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 菱本安心・安全推進課長。

安心・安全推進課長（菱本嘉昭） ただいまの消防団員の退職に係る報奨金の関係のご質問にお答えいたします。

まず、今回の対象人数につきましては13名の方になっております。

金額につきましては、議員もおっしゃられたように勤務年数であったり階級によって違うんですけども、今回は30年以上在団された方が3名おられるんですけども、均等に73万4,000円が最高額となっております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 高江企画財政課長。

企画財政課長(高江裕之) 今回の繰上償還に伴いまして、将来支払う予定だった利息につきましては、5,280万円が支払いが不要になる状況になっております。

あと、どちらから借りたかということなんですけど、こちらは京都府市町村振興協会の方でお借りしている資金でございます。

以上でございます。

議長(奥田俊夫) ほかに質疑はありますか。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 谷田利一議員。

8番(谷田利一) 私の方からは、9ページ、公民館改修補助が出ていますけども、2区あるんですけども、2区の改修の内容をお聞きしたいと思えます。1点。

それから真ん中の上にあります次、ふるさと納税寄附金活用事業ですけども、先ほど概要があったんですけども、この概要で案内板の事業にしたいきさつ。というのは何かというと、寄附金活用ですから、パネルの案内の更新に使用してほしいという要望があってこれをされたのか、なぜこういういきさつになったのかというのを聞きたいんです。内容としては更新ですから、傷んできたなど、そんなに傷んでいるような状態でもないと思うんですけども、古いなど、どういう内容で更新になったのかというのをお聞きしたいです。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 高江企画財政課長。

企画財政課長(高江裕之) まず、公民館、南部区と東部区の改修内容でございますが、南部区の方は1階の床の改修でございます。続いて東部区の方は、同じく1階及び階段の床の改修、あと、階段下への収納スペースの設置といった形で要望を頂いております。

続きまして、ふるさと納税の活用事業でございますが、経過といたしましては、こちらは企業版のふるさと納税で頂いております。この事業につきましては、本町の地域再生計画に掲げております寄附対象の事業の中から事

業を選んでいただいております、株式会社南都銀行から交流を促進する「行ってみたい」まちづくり事業に対して寄附をするということで、お話をしている中で、周遊観光に関する事業に充ててくださいということでしたので、周遊観光に使える案内板の更新等を事業として上げさせていただいております。

案内板につきましては、今回、案内板更新を考えておりますのは、玉水駅前、「さくら」の前にある看板、あと、JR山城多賀駅西口にある看板、岩倉橋付近にある看板、この三つの看板につきましては、井手町役場の移転や「テオテラスいで」などの新しい施設情報が反映されていないため、更新を図るものでございます。あと一つは万灯呂山の展望台でございまして、銅板の景観図の方は設置されておるんですが、設置から幾分もたっております、町名やそういったものが現在と合わないことから、その銅板を残しながら新たに設置するものでございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 谷田利一議員。

8番(谷田利一) ただいまの説明で案内板は分かるんですけども、視点というか観点が違うかもわからないですけども、このパネル板は結局、今までの箇所を追加ができたからそういうのに修正するということですね。それはいいんですけど、一つ関連して聞きたいんですけども、町内で啓発塔の残りは何本あるんですか。撤去されて残っているのは何か所あって、どこにあるのか教えてください。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 平間総務課長。

総務課長(平間克則) 啓発塔でありますけども、確かに撤去されているものも3か所、これは公共工事等によりまして、その都度、撤去しているものも3か所あるんですが、残りといましては保健センター、いづみ人権交流センター、玉泉苑、賀泉苑、この4か所が啓発塔でございまして、山城多賀駅の自由通路のところに同じような内容を記した啓発板といえますか、そういったものを含めて合計5か所が残っているという状況でございます。

以上です。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 谷田利一議員。

8番（谷田利一） その啓発塔ですけども、西島町長が議員のときから撤去してというか書き換えようということで、話が出たと思うんですけども、「暴力追放のまち」という、まだそれが残っているんですね。あまり好ましくないから変えようかと言って何年も前から話が出ていたと思うんですけども、それはどのように取組を考えておられるのか。行政と議会と一緒に変わっていかないといけないなということを行ったんですけども、いつまでも暴力追放ではいけないのではないかと思うんですけども、その取替えや撤去するかなど、どのように行政は考えておられるか、お聞きします。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 平間総務課長。

総務課長（平間克則） 撤去またはその内容をという質問でございますけども、過去、あちらの啓発塔なりが設置されるときには、井手町議会の標語など議決を頂いて、そういった内容を中心に設置してきたという経過があるということもございまして、撤去なり内容も、先ほど言った暴力追放というような内容等を変えるであったり、そういったことにつきましてはまた議会の方と協議というか、意見も伺いながら進めていくことであろうと考えております。

以上でございます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田利一議員。

8番（谷田利一） ありがとうございます。議会の方もまた協議していきたいと思います。

最後、要望なんですけども、せんだってこども議会がありましたけども、そこで話が出ておったことを行政の方にもお伝えできていないかもわからないですけども、議会が終わってからや議会の休憩中などの間に子どもたちに意見を聞くと、先ほど木村健太議員がおっしゃったとおりに、運動公園などの公園の要望が物すごく多かったです。

それはそれでいいんですけど、もう一つ、先ほど万灯呂山の上に案内板を設置するという事なんですけど、子どもたちからの意見で、万灯呂山が、もっと有名になるような、人が呼べるようなものを作らどうかという意見が出ており、まず一つは、琵琶湖バレイやびわこ箱館山にあるような、町の

方に向かっていく大型ブランコを設置してはどうか。それから、天橋立にあるような智慧の輪灯籠のような、運がつくようなね。それから、今僕の年代は分からないけど、若い年代の人はインスタ映えするような、宇治田原町だったらハートのマークなどがあるように、本町に「あついでパーク」があると思う。「あつIDE」という木の看板を作っておられるので、そういうインスタ映えするようなものを万灯呂山の上へ掲げて、若い子が撮ったら映えるなど、そういう提案がございました。議員として、こども議会で出た話を行政の方へ伝えるのに、今この場で申し訳ないですけども、要望としておきますので、よろしくをお願いします。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから議案第40号、令和6年度井手町一般会計補正予算（第2回）を採決します。

議案第40号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第41号、令和6年度井手町介護保険特別会計補正予算（第1回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 坂井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（坂井幸一郎） それでは、議案第41号、令和6年度井手町介護保険特別会計補正予算（第1回）につきましてご説明申し上げます。

令和6年度井手町の介護保険特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定であります。既定の保険事業勘定の歳

入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ999万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,566万7,000円とする。
2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

なお、今回の補正につきましては、令和5年度の介護保険特別会計の精算見込みによる返還金などの補正であります。

それでは、3ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。

歳入であります。3款国庫支出金、補正前の額2億2,861万円、補正額152万6,000円、計2億3,013万6,000円であります。

4款支払基金交付金、補正前の額2億3,722万1,000円、補正額145万7,000円、計2億3,867万8,000円あります。

5款府支出金、補正前の額1億3,043万8,000円、補正額62万1,000円。計1億3,105万9,000円あります。

7款繰入金、補正前の額1億7,363万3,000円、補正額7万4,000円、計1億7,370万7,000円あります。

8款繰越金、補正前の額1,000円、補正額631万6,000円、計631万7,000円あります。

以上、歳入合計、補正前の額9億3,567万3,000円、補正額999万4,000円、計9億4,566万7,000円あります。

次に、4ページをお開きください。

歳出であります。6款諸支出金、補正前の額1万1,000円、補正額999万4,000円、計1,000万5,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の214万7,000円、その他の145万7,000円、一般財源の639万円あります。

以上、歳出合計、補正前の額9億3,567万3,000円、補正額999万4,000円、計9億4,566万7,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の214万7,000円、その他の145万7,000円、一般財源の639万円あります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 谷田健治議員。

2番(谷田健治) 6ページ、一番最後になります。償還金のところですが、償還金、利子及び割引料で423万8,000円を償還するという事なんですが、この償還金の内容は何なのかということとその理由について、その2点を伺います。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 坂井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(坂井幸一郎) 歳出の償還金でございますけれども、こちらにつきましましては、令和5年度の介護保険特別会計の精算に伴います国・府への返還金でございます。中身といたしましては、地域支援事業に係ります国庫のお金が178万2,605円、あと、支払基金に返すお金が131万4,154円、そして同じく地域支援事業として京都府に返すお金が114万831円ございまして、合わせて423万8,000円を計上しておるところです。

以上です。

議長(奥田俊夫) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田俊夫) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田俊夫) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから議案第41号、令和6年度井手町介護保険特別会計補正予算(第1回)を採決します。

議案第41号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(奥田俊夫) 挙手全員です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第42号、令和6年度井手町下水道事業会計補正予算(第2回)を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 仁木上下水道課長。

上下水道課長（仁木 崇） それでは、議案第42号、令和6年度井手町下水道事業会計補正予算（第2回）につきましてご説明申し上げます。

第1条、総則の規定であります。令和6年度井手町下水道事業会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

第2条、特例的収入及び支出の規定であります。令和6年度井手町下水道事業会計予算第5条中、1,541万2,000円を1億2,304万3,000円に、4,949万1,000円を1億2,069万1,000円に改める。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 3点質問いたします。本年度より下水道は公営企業会計に移行していると思うんですが、それに伴う補正だと理解しているんですが、特例的収入という「特例的」というのが理解できないので、そこについての説明を求めます。

それと、当初の予算に比べてすごく増えているわけではないですか。例えば収入でいうと、当初予算は1,541万2,000円となっていたのが1億2,304万3,000円など、それから支出についても、4,949万1,000円が1億2,069万1,000円というふうにすごく増えているんですけども、これは先ほど言いました公営企業会計に変更に伴ってこういうふうになったのか。公営企業会計に変更するというのは既にある程度分かっていたわけですが、今になってこういうふうになっているのはなぜなのか、増えたのはなぜなのかということをお聞きしたいと思います。

それから、滞納があると思うんですけども、何件ぐらいで、金額にしたらどれぐらいの滞納があるのかというのが分かれば、お答え願いたいと思いますが。

以上、その３点です。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 仁木上下水道課長。

上下水道課長（仁木 崇） まず、特例的収入・支出の関係でございますけれども、こちらは議員ご指摘のように、令和６年度より地方公営企業法の適用を受ける企業会計へ移行したことに伴いまして計上することとなった予算でございます。従前の特別会計でございましたら、３月末をもって事業が終わりまして、翌月の４月、５月に出納整理期間というのが設けられておりまして、この間の収入及び支出が前年度の予算決算、今回につきましては令和５年度の予算決算として整理しておりましたが、今回、先ほど申し上げましたとおり企業会計へ移行いたしましたので、３月３１日をもって特別会計が終了いたしました。出納整理期間が存在しなくなったため、その間の収入及び支出と言われるものが令和５年度の決算では出てこない代わりに、令和６年度の予算として特例的収入・支出として処理しなければならないため、令和６年度の当初予算から一定の見込額を計上させていただいたという次第でございます。

２点目の金額が大きくなった理由でございますけれども、主なものを申し上げますと、まず特例的収入でございますけれども、こちらは地方債の借入れでございます。当初予算編成時におきましては３月中の借入れを予定しておったんですけれども、対象事業の事業費の確定が予定したよりも遅かったことによりまして、４月の中旬に入って借入れをしたため金額が大きくなってしまったものでございまして、金額といたしましては１億２８０万円でございます。

次に、特例的支出につきまして、増額の主なものを申し上げますと、汚水事業としてのマンホール蓋の取替工事や、雨水事業としての合藪ポンプ場関連の委託などの建設事業費でございます。支払いが４月以降となったためでございます。金額といたしましては約５，１００万円でございます。

３点目の滞納の件数につきましては、すみません、資料を持ち合わせておりません。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（奥田俊夫）　　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから議案第４２号、令和６年度井手町下水道事業会計補正予算（第２回）を採決します。

議案第４２号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫）　　挙手全員です。したがって、議案第４２号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

なお、次回、９月１１日午前１０時から会議を開きます。大変ご苦労さまでした。

散会　午後　２時４８分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 奥 田 俊 夫

署名議員 谷 田 健 治

署名議員 岡 田 久 雄